

安否情報システムを利用した安否情報事務処理
ガイドライン

平成25年3月28日

国民保護運用室

<目 次>

第1	はじめに	1
1	本ガイドラインの趣旨	1
2	本ガイドラインが対象とする安否情報事務の主体	1
第2	用語の定義等	2
1	安否情報	2
2	本人の同意	2
3	避難住民	2
4	負傷住民	3
5	死亡住民	3
6	関係機関	3
第3	システムの概要	4
1	システム利用の基本的考え方	4
2	端末の種類と設置場所	5
	(1) システムに利用する接続回線	
	(2) 端末の種類と設置場所	
	ア LGWAN端末設置	
	イ SSL-VPN 端末設置に係る留意事項	
	ウ 端末の設置環境に対する配慮	
3	ID・パスワードについて	9
	(1) ID及びパスワードの管理の留意点	
	(2) パスワードの設定について	
4	ID・パスワードの漏洩等が発生したときの対処について	11
	(1) ID・パスワードの漏洩等	
	(2) 消防庁におけるID使用不能措置	
	(3) データのダウンロード等	
第4	安否情報の収集・整理・報告	12
1	避難住民・負傷住民に関する安否情報の収集	13
	(1) 避難住民に関する安否情報の収集時期	
	ア 避難の指示を伝達したとき	
	イ 安否情報の内容が変化したとき	
	ウ 国民保護法第54条第6項(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定により避難住民を受け入れた場合	
	エ 当該市町村の住民が避難住民となったこと又は当該市町村の区域内に避難住民が滞在していることを知ったとき	

(2) 負傷住民に関する安否情報の収集時期	
ア 当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるとき	
イ 当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったとき	
(3) 収集する安否情報の内容とシステム入力の留意事項	
ア 氏名	
イ 出生の年月日	
ウ 男女の別	
エ 住所	
オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）	
カ その他個人を識別する情報	
キ 負傷又は疾病の状況	
ク 居所	
ケ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	
コ 照会に対する回答に関する同意	
2 死亡住民に関する安否情報の収集.....	29
(1) 安否情報の収集時期	
(2) 収集する安否情報の内容とシステム入力の留意事項	
ア 死亡の日時、場所及び状況	
イ 遺体が安置されている場所	
ウ 照会に対する回答に関する同意	
3 安否情報の収集方法.....	32
(1) 安否情報の収集の基本的な考え方	
(2) 省令様式による収集	
ア 被収集者への説明	
イ 記入の介助	
ウ 住民等の協力	
(3) 市町村が保有する資料の調査	
(4) 避難住民を誘導する者による調査	
(5) システムへの入力の留意事項	
(6) 関係機関に対する照会	
4 安否情報の整理.....	41
(1) 安否情報の整理時期	
(2) 同一人物であることの判断	
(3) 安否情報の整理方法	

ア	情報の更新	
イ	避難住民又は負傷住民の退去	
5	安否情報の報告	51
(1)	安否情報の報告時期	
(2)	安否情報の報告方法	
ア	システムを利用した安否情報の報告	
イ	システムが利用できない場合の安否情報の報告	
第5	安否情報の提供	54
1	安否情報の提供のための情報共有及び安否情報の提供主体	55
(1)	安否情報の提供のための情報共有	
(2)	安否情報の提供主体	
2	安否情報の照会方法	56
(1)	省令様式による照会	
(2)	省令様式以外の方法による照会	
3	本人確認及び被照会者の特定	60
(1)	書類の提示による本人確認	
(2)	書類の提示による確認以外の方法による確認	
(3)	被照会者の特定	
ア	4情報の一致による被照会者の特定	
イ	4情報の一致による被照会者の特定が行えない場合（国籍又はその他個人を識別する情報による特定）	
4	安否情報の回答	64
(1)	行政側が保有する情報であるか否かの回答	
(2)	避難住民・負傷住民・死亡住民の該当又は非該当に関する回答の判断	
ア	照会をする理由	
イ	不当な目的でないことの確認	
ウ	避難住民・負傷住民・死亡住民の該当又は非該当に関する回答	
(3)	その他の安否情報の回答の判断	
ア	本人の同意があるとき	
イ	公益上特に必要があると認めるとき	
(4)	安否情報の公表の考え方	
(5)	安否情報の回答方法	
(6)	外国人に関する情報	

<改正履歴>

- 1 策定・・・・・・・・平成20年4月4日付け消防運第10号
- 2 一部改正・・・・平成20年4月4日付け番号なし通知
- 3 一部改正・・・・平成20年8月22日付け事務連絡
- 4 一部改正・・・・平成22年6月2日付け消防運第44号
- 5 一部改正・・・・平成25年3月28日付け消防運第19号

第1 はじめに

1 本ガイドラインの趣旨

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号、以下、「国民保護法」という。)第 94 条から第 96 条までに規定される安否情報関係の立法趣旨は、「家族がその近親者の運命を知る権利」(1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 I)を満たすことである。また、総務大臣及び地方公共団体の長は、国民からの安否情報の照会に対し回答を行う場合において、個人の情報の保護に十分留意しなければならないとされている(国民保護法第 95 条第 2 項)。

本ガイドラインは、地方公共団体が国民保護法に基づいて安否情報事務を行う際の基準となるものであり、当該事務の効率的な運用のために開発された「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(通称「安否情報システム」。以下、「システム」という。)を利用した安否情報事務について説明するものである。

国民保護法に基づき行う安否情報事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務である。

2 本ガイドラインが対象とする安否情報事務の主体

本ガイドラインが対象とする安否情報事務の主体は、①市町村(特別区は、市とみなす。以下、同じ。)の長、②都道府県の知事、③総務大臣(消防庁)であり、これらの機関の職員が安否情報事務を行う際には、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各機関の国民保護計画に定めるところにより、適切に安否情報事務を行う必要がある。

また、安否情報の収集に協力する関係機関及び外国人に関する安否情報の収集・回答を行う日本赤十字社については、本ガイドラインの直接の対象とはしないが、本ガイドラインの趣旨を踏まえた安否情報事務を行うことが望ましい。

第2 用語の定義等

1 安否情報

「安否情報」とは、「避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態の場合は緊急対処事態における災害。以下、同じ。）により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報」である。これらの者以外の行方不明者や連絡不明者等は安否情報に対象としていないことや、連絡不明者については民間のサービスの活用も有効であることについて、照会先窓口案内やインターネット等において国民によく周知をしておく必要がある。

安否情報は、個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報であり、氏名、性別等の個人を識別するための情報を含むものである。また、市町村長が安否情報を収集する対象者は、当該市町村の住民及び当該市町村の住民以外で当該市町村の区域にある避難住民及び武力攻撃災害による死傷者であり、日本人であるか外国人であるかを問わない。

2 本人の同意

個人情報の保護に関する法令においては、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めている。

国民保護法における安否情報事務においては、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）」で定められた様式（以下、「省令様式」という。）により照会に対する回答又は公表に対する、本人の同意を確認することとしている。

なお、照会に対する回答又は公表以外の個人情報の利用については、「国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部での利用することがある」及び「記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託することがある」旨を省令様式に記載することにより明らかにしており、本人から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものとして取り扱う。

3 避難住民

市町村長は、国民保護法第54条第2項に規定する避難の指示を伝達したときは、同法第62条第1項の規定により同法第148条第1項の避難施設又は同法第75条第1項第1号の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民についての安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。

また、同法第 54 条第 6 項（同法第 58 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する同法第 148 条第 1 項の避難施設及び同法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設に滞在する避難住民について、同法施行令第 23 条第 1 項の市町村長と協力して、安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。

このほか、市町村長は、当該市町村の住民が避難住民となったこと又は当該市町村の区域内に避難住民が滞在していることを知ったときは、安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。当該市町村の住民であるか否かを問わず、また、日本人であるか外国人であるかを問わない。

4 負傷住民

「負傷住民」とは、「当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内にある者を含む。）」のことをいう。日本人であるか外国人であるか否かを問わない。

負傷住民に関する情報の収集は、災害現場においてトリアージを行った時点の情報ではなく、医療機関搬送後、入院等により居所が確定した時点の情報について行うものとする。

5 死亡住民

「死亡住民」とは、「当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）」のことをいう。日本人であるか外国人であるかを問わない。

死亡住民に関する情報の収集は、死亡が確認され、遺体収容するに至った時点の情報について行うものとする。

6 関係機関

市町村長及び都道府県知事以外に安否情報を保有する関係機関は、市町村長及び都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めることとされている。このような関係機関としては、警察、消防、医療機関等が想定される。

都道府県知事は、必要に応じて安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。関係機関と協力した安否情報の収集が円滑になされるよう、あらかじめ協力体制等を協議しておくことが望ましい。

第3 システムの概要

1 システム利用の基本的考え方

安否情報システムは、国民保護法第32条第4項に基づく、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされたことをうけて、総務省消防庁において平成17年度に「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」を開催し、システムの運用を含めた国民保護法に基づく安否情報事務の具体的運用について検討を行い、平成18年度に開発を行ったものである。

システムを利用することにより、都道府県及び市町村の庁舎、支所、出張所、避難施設等から消防庁に設置されたサーバーに直接、情報を入力することが可能であり、安否情報の迅速な収集、整理を行うことが可能となる。また、各地方公共団体はそれぞれの専用領域を消防庁サーバー内に有し、当該団体の職員が、内容を確認した上で、報告キーを押して初めて、報告がなされる仕組みとしている。全国の関係地方公共団体により消防庁に報告された安否情報は、重複整理が施された後、全国統一の情報として、全都道府県及び市町村に共有される。共有された安否情報は、全地方公共団体において検索することが可能であり、国民からの安否情報の照会に的確に回答することができる。

国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたっては、事務を効率的に行うため、システムを利用することを原則とする。

なお、万が一被災等の理由によりシステムが利用できない場合においても、安否情報事務の実施に係る国民保護法令上の義務は存在する。

2 端末の種類と設置場所

(1) システムに利用する接続回線

都道府県及び市町村は、総務省消防庁が整備・運用を行うサーバに接続する端末を整備し、端末を通じてシステムを利用する。

都道府県及び市町村からシステムへの接続回線は総合行政ネットワーク回線(LGWAN^{※1})とSSL-VPN^{※2}の2種類がある。

表3-1 システムで利用する接続回線

ネットワークの種類	ネットワークの特徴
LGWAN	<ul style="list-style-type: none">行政専用の閉じられたネットワークであることからセキュリティを高く確保できる。端末を設置できる場所は行政庁舎等のLGWAN利用環境に限定される。
SSL-VPN	<ul style="list-style-type: none">インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルを利用した仮想専用回線。インターネット接続環境さえあれば避難所等の安否情報を収集する場所においても端末を設置してシステムに接続可能。

※1 LGWANとは、Local Government Wide Area Networkの略。

※2 SSLとは、Secure Socket Layerの略。インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルのこと。またVPNとは、Virtual Private Networkの略。仮想専用回線のこと。

(2) 端末の種類と設置場所

都道府県及び市区町村において利用できる端末の種類は、接続回線の違いによりLGWAN 端末とSSL-VPN 端末に分けられ、さらにLGWAN 端末においては利用区分により3種類に分けられる。端末種類と設置場所の概要を表3-2に示す。

利用区分に応じた担当者と設置場所を選定する必要がある。また、いずれの端末も安否情報という個人情報を扱う端末であることから、個人情報の取扱い中は、限られた者以外は安易にシステム画面を覗くことができないよう設置場所についてもセキュリティ対策が必要である。

表3-2 都道府県及び市町村における端末種類と設置場所

端末種類	利用区分	利用できる機能				設置場所
		入力	整理・報告	提供 (照会・回答)	資料作成 支援	
LGWAN端末 (※1)	整理・報告 端末	○	○	○	○	整理・報告事務を行う 場所
	提供 (照会・回答) 端末	○	—	○	○	受付窓口等、照会に対 する回答事務を行う 場所
	入力端末	○	—	—	—	庁舎内の入力事務を 行う場所、又は避難施 設等で利用環境が整 備されている場所
SSL-VPN 端末 (※2)	入力端末	○	—	—	—	避難施設等の安否情 報収集場所

※1 設置が必須（整理・報告端末）

※2 設置は必須ではない

ア LGWAN 端末設置

(ア) 整理・報告端末

整理・報告機能を含む全ての機能を利用できるものであり、集約した安否情報の整理・報告事務の担当者が利用すべきものである。設置場所は安否情報の整理・報告事務を行う場所となる。重複排除の整理、過誤情報の確認を行うため、入力担当者を把握し、必要に応じて電話連絡等を取れる環境に設置することが望ましい。

(イ) 提供（照会・回答）端末

主として国民からの安否情報の照会に対する回答事務の担当者が利用すべきものであり、安否情報の照会の受付窓口とよく連携できる場所に設置する。安否情報の照会を受ける際には、照会者の本人確認を行う必要があることから、住民基本台帳の情報等を用いた本人確認事務と連携して実施する環境に設置することが望ましい。

(ウ) 入力端末

入力に限定して利用できる端末であり、LGWAN 利用環境が整備されている場所で、安否情報の入力を行う場合に設置する。

イ SSL-VPN 端末設置に係る留意事項

入力に限定して利用できる端末であり、入力担当者のみが利用する。また、インターネット利用環境があれば設置することが可能であり、避難所等においても端末を設置できる。

ウ 端末の設置環境に対する配慮

システムを操作する端末の設置環境については、以下の通り配慮すること。

(ア) セキュリティポリシー等を満たす環境に設置すること

システムを利用する端末の設置場所及びネットワーク接続にあたっては、各地方公共団体のセキュリティポリシー等を満たすこと。また、LGWAN 端末にあつては、LGWAN の要求するセキュリティ基準等を満たすこと。詳細については、情報担当部局と調整すること。

(イ) 個人情報の保護の観点から問題ない場所に設置すること

不特定多数の者が画面を見ることや操作することができない場所に設置すること。

(ロ) 以下に示す、システムに接続する利用端末の要件を満たすこと（ただし、b については推奨要件。）。

a 利用端末の必須要件

システムに接続するにあたり、以下の要件を満たす端末であること。

- ・ ウィルス対策ソフトがインストールされている端末であること。
- ・ 必須ソフトウェアとして、Microsoft Internet Explorer（IE）6.0 SP3、IE7、IE8、IE9及びIE10以上の Web ブラウザを使用すること。

注) JavaScript と Cookie の設定

ブラウザの設定で『JavaScript（アクティブスクリプト）』と『Cookie』が有効になっている必要がある。

※LGWAN 端末 上記のバージョンを原則とするが、地方公共団体等で既に LGWAN 端末として利用しているものはこの限りでない。

※SSL-VPN 端末 上記のバージョンとし SSL 3.0 に対応することを原則とする。（これより古いバージョンの Web ブラウザからの接続は行わない。）

b 利用端末の推奨要件

表3-3及び表3-4のハードウェアスペック及びソフトウェアを用いることが望ましい。

表3-3 推奨ハードウェアスペック

プロセッサ	Pentium M 1GHz 相当以上
メモリ	512MB 以上
ディスプレイ	1,366×768 ドット以上、High Color (65536色) 以上をサポート
入力装置	キーボードおよびタッチパッド (マウス)
ディスク装置	40GB 以上
通信機能 (LAN)	100Base-TX / 10Base-T 1 個以上

表3-4 推奨ソフトウェア

アプリケーションソフト	消防庁安否 住基カード読み取りアプリケーション (※1)
	Microsoft Office(Excel) (※2)

※1 住民基本台帳カード (以下「住基カード」という。) を活用して入力する場合については必須要件となる。(インストーラは、システムの「住基カード情報取り込み」ボタンのインストーラダウンロードリンクからダウンロード可能。)

※2 システムの「CSV登録」及び「安否検索 (ダウンロード)」機能を用いる端末には、Microsoft Office(Excelバージョン2003以上)がインストールしてあることが望ましい。なお、「CSV登録」で使用する、CSVファイルを作成するための支援ツール (システムの「安否情報CSV取込様式ダウンロード」からダウンロードできるファイル) の利用については、Microsoft Office(Excelバージョン2003以上)がインストールされていることが必須要件となる。

(I) その他

異常があった場合にすぐ覚知できるような場所に設置すること。また、不必要な個人情報を端末のハードディスクに保存することがないようにするとともに、端末機器の盗難防止についても対策を講じること。

3 ID・パスワードについて

システムの利用にあたっては、セキュリティを確保するために、IDとパスワードによる利用者認証を行う。地方公共団体は管理責任者を定め、消防庁から配付されたID及び初期パスワードを担当事務に応じて発行するとともに、その取り扱いについては以下の点に注意すること。

(1) ID及びパスワードの管理の留意点

- ア 管理責任者は、消防庁から配付したID及び初期パスワードが漏洩することのないように適正に管理すること。
- イ 管理責任者は、原則として安否情報システムを利用して安否情報事務を実施する担当者（以下「担当者」という。）1人につき1つのID及び初期パスワードを配付すること。
- ウ 管理責任者は、担当者に対してID及びパスワードの取り扱いに関して、第三者に漏洩することのないように適切な指導監督を行うこと。
- エ 管理責任者は、その時点でIDを保有している担当者を常に把握しておくこと。

※ 担当者把握の方法の例として、「安否情報システムID及びパスワード管理簿（以下、「管理簿」という。）」（表3-5）を作成し、人事異動等により担当者を変更する際には、その旨を報告させるとともに、管理簿の情報を更新する等が考えられる。

表3-5 安否情報システムID及びパスワード管理簿

No	ユーザID	初期パスワード	変更後のパスワード	接続回線	区分	担当者			備考
						氏名	所属	連絡先	
(例) 1	○○○○	anpi●●●●	(担当者により管理)	LGWAN端末	整理・報告	消防 一郎	国民保護運用室	(内線) ▲▲-△△	H20.4.11に配布
(例) 2	○○○○	anpi●●●●	anpi**** (返却後に管理責任者により変更)	LGWAN端末	整理・報告				H21.3.31に返却
(例) 3	●●●●	anpi○○○○	(担当者により管理)	LGWAN端末	提供	消防 次郎	国民保護室	(内線) △△-▲▲	H20.4.11に配布
(例) 4	■●●●	anpi□□□□	(担当者により管理)	LGWAN端末	入力	消防 花子	国民保護室	(内線) △△-▲▲	H20.4.11に配布
				LGWAN端末	整理・報告				
				LGWAN端末	整理・報告				
				LGWAN端末	整理・報告				
				LGWAN端末	整理・報告				
				LGWAN端末	提供				
				LGWAN端末	提供				
				LGWAN端末	提供				
				LGWAN端末	提供				
				LGWAN端末	入力				
				LGWAN端末	入力				
				LGWAN端末	入力				
				LGWAN端末	入力				
				インターネット端末	入力				
				インターネット端末	入力				
				インターネット端末	入力				
				インターネット端末	入力				

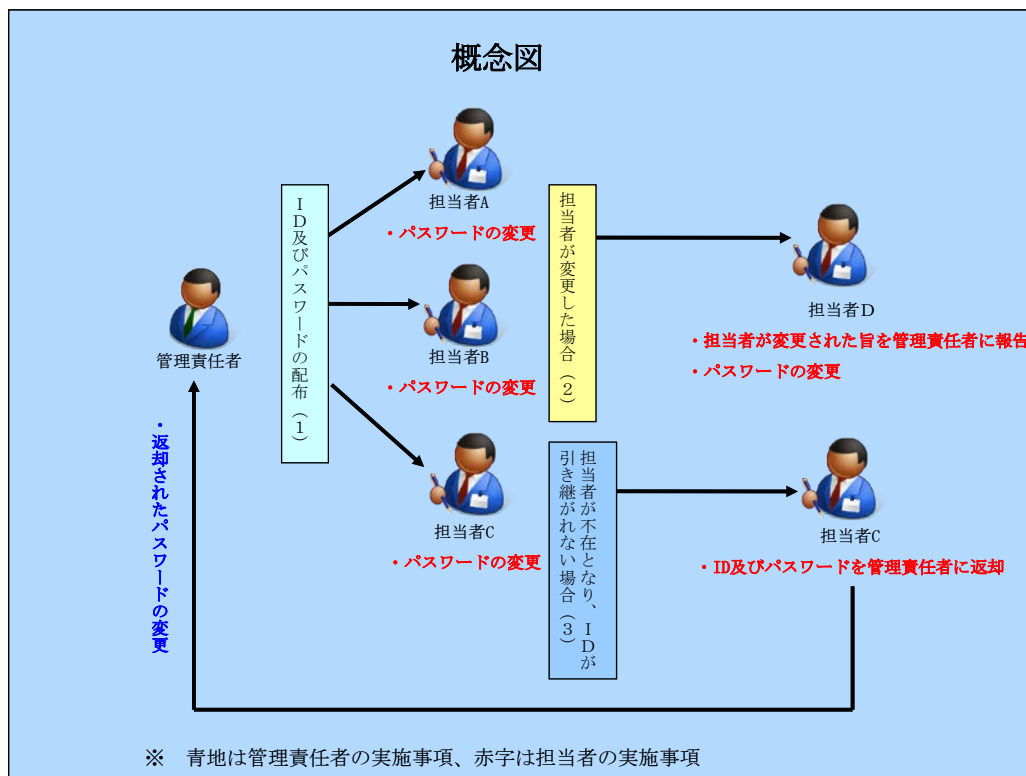


図3-1 ID及びパスワードの管理（概念図）

(2) パスワードの設定について

パスワードは定期的に変更し、同一パスワードを長期間使用しないようにすること（システムの機能として、パスワードは設定してから180日間経過すると自動的にパスワードの変更を促される。）。パスワードの設定に際しては、以下の規則を遵守するとともに、他人に推測されないパスワードを設定すること。

ア パスワードの文字数は8～32文字。

イ パスワードに使用できる文字は半角の「大文字英文字」、「小文字英文字」、「英記号」、「数字」。

上記すべての種類の文字を使用すること。

ウ パスワードにIDを含まないこと。

エ 初期パスワードと同じものを用いないこと。

オ 全て同じ文字のものとしめないこと。

カ 一度使用したパスワードは使用しないこと。

4 ID・パスワードの漏洩等が発生したときの対処について

(1) ID・パスワードの漏洩等

以下の場合等ID・パスワードの漏洩等が発生した場合は、データのダウンロード等、必要な措置を実施しなければならない。

ア 発行しているIDから不審な安否情報の入力があった可能性があると思われる場合

イ 発行しているIDを悪用される可能性があると思われる場合

(2) 消防庁におけるID使用不能措置

ID・パスワードの漏洩等を発見した場合等、消防庁は当該IDを使用不能にすることがある。

※ IDを使用不能にする場合は、消防庁は必要事項を関係する地方公共団体に連絡を行う。

(3) データのダウンロード等

ア 地方公共団体がID・パスワードの漏洩等を発見した場合、当該地方公共団体は、関係部局にその旨を連絡し、直ちにシステムの利用を中断すること。

イ 市町村又は都道府県が、ID・パスワードの漏洩等を発見した場合は、当該漏洩等を発見した団体が市町村である場合にあっては都道府県及び消防庁へ、都道府県である場合にあっては管内の関係する市町村及び消防庁へ、その旨を連絡すること。連絡を受けた地方公共団体は、関係部局にその旨を連絡し、直ちにシステムの利用を中断すること。

ウ 消防庁は、連絡のあったID等を使用不能にする。その場合、消防庁は、必要により関係団体に新たなIDを発行するとともに、その旨を関係する地方公共団体に連絡する。また、必要に応じ、以下の処置をとることがある。この場合、関係団体は、当該措置実施後、その旨の消防庁からの連絡を得てシステムの利用を再開する。

(ア) 関係団体による専用領域の安否情報データのダウンロード（CSV形式によりダウンロードが可能）

(イ) 関係団体による当該団体の専用領域のデータの消去

(ウ) 関係団体による必要な情報の安否情報データのアップロード（CSV登録）

第4 安否情報の収集・整理・報告

【国民保護法】

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第94条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報を保有する関係機関は、前2項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

安否情報の収集・整理・報告については、武力攻撃事態等（緊急対処事態を含む。以下、同じ。）や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、警報の伝達、避難誘導、人命救助等の国民の生命・身体・財産の保護に関係する国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから一定の限界があり、住民の避難誘導や避難住民等の救援などの国民の保護のための措置の実施に支障のない限度においてできる限り行えば、その努力義務は果たされるものである。

1 避難住民・負傷住民に関する安否情報の収集

(1) 避難住民に関する安否情報の収集時期

【国民保護法施行令】

(避難住民に関する安否情報の収集及び整理)

第 23 条 市町村長は、法第 54 条第 2 項に規定する避難の指示を伝達したときは、法第 62 条第 1 項の規定により法第 148 条第 1 項の避難施設又は法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、速やかに、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 住所
- 五 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

2 前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第 69 条第 1 項の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 居所
- 二 負傷又は疾病の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

3 法第 54 条第 6 項（法第 58 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第 148 条第 1 項の避難施設及び法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設に滞在する避難住民について、第 1 項の市町村長と協力して、同項各号及び前項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

4 前 3 項に規定するもののほか、市町村長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（第 1 項及び前項に規定する避難住民を除く。）について、第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 当該市町村の住民が避難住民となったこと。
- 二 当該市町村の区域内に避難住民が滞在していること。

市町村長は、次のア～エに該当する際は、避難住民に関する安否情報の収集を行う努力義務を負う。

※ 都道府県知事については、国民保護法第94条第2項において、「必要に応じて自ら安否情報を収集し」とされており、救援を行う場合等都道府県知事が安否情報の収集の当事者となるべきときは、自ら安否情報を収集するよう努めるものとする。

ア 避難の指示を伝達したとき

国民保護法第54条第2項に規定する避難の指示を伝達した場合は、速やかに、安否情報の収集を行う努力義務を負う。

【収集すべき安否情報】

①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥個人を識別するための情報、⑦照会に対する回答に関する同意

<参考>

事態認定前に災害対策基本法第60条第1項の規定による避難の指示等を行った場合については、同法第51条の規定に基づき、各地方公共団体において、住民のニーズ等を勘案して安否情報事務の実施を判断する。

※ 災害対策基本法第51条の「災害に関する情報」には、安否情報が含まれる。

【災害対策基本法】

第51条 指定行政機関の長及び指定地方公共機関の長、地方公共機関の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。

2～7 （略）

イ 安否情報の内容が変化したとき

国民保護法第 69 条第 1 項に規定される避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、安否情報収集の努力義務を負う。

【収集すべき安否情報】

①居所、②負傷又は疾病の状況、③連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

これらの情報については、事態の推移等により変化する可能性がある、その時点での個人の状態を示す情報であるため、「継続的に」収集する必要があるものである。

これらの情報を収集したときは、システムへの再入力を行うものとする。その際は、同時に、①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥個人を識別するための情報についても収集し、システムに当該安否情報を再度入力すること。また、行政機関として最新かつ正確な情報を常に把握しておくという観点から、定期的に全ての情報について再収集を行い、システムへの再入力を行うことが望ましい。

なお、継続的な安否情報の収集及びシステムへの再入力を行う場合の、主な例示については以下のとおり。

(ア) 避難住民が居所を変えたとき

ある避難所に滞在していた避難住民が、当該避難所から別の避難所に移動する場合や、要避難地域でない地域にある自宅、知人宅等へ移動する場合等が該当する。

(イ) 避難住民の負傷又は疾病の状況が変化したとき

避難住民の負傷又は疾病の状況が回復又は悪化した場合や、新たに負傷又は疾病が発生した場合等が該当する。

(ウ) 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報が変化したとき

避難住民等から、その他安否の確認に必要と認められる情報として登録している情報（連絡先電話番号等）を変更したい旨の申し出があった場合等が該当する。

(エ) 照会に対する回答に関する同意に変化があったとき

事態の推移等により照会に対する回答に関する同意についての本人の意向に

変化があった場合や、意識不明者であった者の意識が回復し、照会に対する回答に関する同意について確認できるようになった場合等が該当する。

- ウ 国民保護法第54条第6項(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定により避難住民を受け入れたとき
当該市町村の区域内に所在する国民保護法第148条第1項の避難施設及び同法第75条第1項第1号の収容施設に滞在する避難住民についての安否情報を収集する努力義務を負う。

【収集すべき安否情報】

①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍(日本国籍を有しない者に限る。)、⑥個人を識別するための情報、⑦居所、⑧負傷又は疾病の状況、⑨連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、⑩照会に対する回答に関する同意

- エ 当該市町村の住民が避難住民となったこと又は当該市町村の区域内に避難住民が滞在していることを知ったとき
市町村として、当該事実を「知ったとき」のみ市町村長は安否情報の収集の努力義務を負う。

※ 「知ったとき」とは、客観的事実として当該市町村がその事実を把握した場合であり、当該市町村に住所を有する住民全てについて網羅的に調査をし、安否情報の収集を行うことまでは義務の対象とならない。

【収集すべき安否情報】

①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍(日本国籍を有しない者に限る。)、⑥個人を識別するための情報、⑦居所、⑧負傷又は疾病の状況、⑨連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、⑩照会に対する回答に関する同意

(2) 負傷住民に関する安否情報の収集時期

【国民保護法施行令】

(武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理)

第24条 第1項 (略)

2 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、第一項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

市町村長は、次のア又はイに該当する際は、負傷住民に関する安否情報の収集を行う努力義務を負う。負傷住民に関する安否情報の収集は、災害現場や医療機関等におけるトリアージを行った時点の情報ではなく、医療機関等への搬送後、入院等により居所が確定した時点の情報について行うものとする。

※ 都道府県知事については、国民保護法第94条第2項において、「必要に応じて自ら安否情報を収集し」とされており、救援を行う場合等都道府県知事が安否情報の収集の当事者となるべきときは、自ら安否情報を収集するよう努めるものとする。

ア 当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときその者に関する安否情報を収集する努力義務を負う。

【収集すべき安否情報】

①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥個人を識別するための情報、⑦居所、⑧負傷又は疾病の状況、⑨連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、⑩照会に対する回答に関する同意

- イ 当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったとき
市町村として、当該事実を「知ったとき」のみ市町村長は当該住民に関する安否情報の収集の努力義務を負う。
- ※ 「知ったとき」とは、客観的事実として当該市町村がその事実を把握した場合であり、当該市町村に住所を有する住民全てについて網羅的に調査をし、安否情報の収集を行うことまでは義務の対象とならない。

【収集すべき安否情報】

- ①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥個人を識別するための情報、⑦居所、⑧負傷又は疾病の状況、⑨連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、⑩照会に対する回答に関する同意

(3) 収集する安否情報の内容とシステム入力の留意事項

ア 氏名

氏名は個人の基本的な情報であり、システムへの入力上、必須項目となるため確実に収集を行うこと（ただし、「その他個人を識別する情報」を収集した場合はシステム上の必須項目とはならない。）。

(ア) 日本人の場合

姓名（原則として戸籍名）及び読み仮名についての収集を行う。

(イ) 外国人の場合

ローマアルファベットで記載できる場合については、ローマアルファベットで収集を行うとともに、発音を聞き取り、読み仮名として、当該発音をカタカナで収集するものとする。ローマアルファベットでの収集を行えない場合については、聞き取り等を行い、氏名欄及び読み仮名欄の双方に聞き取った氏名のカタカナ標記を記入する。

※ 通称の取扱

本人が通称による安否情報システムへの登録を希望する場合は、姓名に加えて通称を収集する。その際、通称である事がわかるように収集すること（省令様式に記載する場合は、本名の横に括弧書きで記入すること。）。

- ・ 通称とは、戸籍簿に記載された氏名（本名）を使用することなく、本名に代えて広く通用している他の呼称のことをいう。（例：徳川光圀→水戸黄門）。
- ・ 外国人登録をしている者の中には、正式名とは別に「通称」を登録している場合がある。（例：アレクサンダー → アレックス）

【<氏名>システムへの入力にあたっての注意事項】

統一ルール（氏名、フリガナの入力）

① 氏名の入力

漢字、ひらがな、カタカナについては 全角 を用いて入力すること。この場合、「氏」と「名」の間に全角スペースをひとつ入力すること。

また、ローマアルファベット、アラビア数字は 半角 を用いて入力すること。この場合、「氏」と「名」の間に半角スペースをひとつ入力すること。

② フリガナの入力

全角カタカナを用いて入力すること。「氏」と「名」の間には全角スペースをひとつ入力すること。

③ 通称の入力

収集の際、本人が登録を希望した場合のみ入力すること。

※ 統一ルールは、整理・報告事務における「自動重複除去機能（※1）」が、「表記ゆれ（※2）」に対応していないため、当該機能の有効活用を目的として策定しているものである。

実際には、全角／半角の区別なく、原則すべての文字が入力可能であり、提供事務における検索に「表記ゆれ」を許容した検索機能が備わっているため、「氏」と「名」の間に全角スペースがなくとも検索が可能である。

※1 自動重複除去機能

整理・報告事務において、4情報（①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所）の全てが同一のものが入力された場合、最新のデータを残して自動的に削除が行われる機能。ただし、表記ゆれ検索に対応していないため、同じ氏名であってもスペースの有無、全角・半角の別がある場合は自動削除が行われない。

※2 表記ゆれ（検索）

「半角／全角」、「ひらがな／カタカナ」、「濁点／濁点なし」、「漢数字／アラビア数字」などを区別せず検索できるとともに、氏名の姓と名の間の空白等についても、「全角空白／半角空白／空白なし」を区別せずに検索できる機能。

(例) 同じ氏名であるが、自動重複除去機能上では違う氏名と判断される。

○	消防 太郎	「氏」と「名」の間に全角スペース	統一ルール
×	消防 太郎	「氏」と「名」の間に半角スペース	
×	消防太郎	「氏」と「名」の間にスペースなし	

※ 漢字については、システム上利用できるものと利用できないものが存在する（操作説明書参照）。システム上利用できない漢字を用いている氏名を有する者がある場合は、本人にその旨を説明し、本人の希望により利用する漢字を選択すること。

イ 出生の年月日

出生の年月日は個人の基本的な情報であり、システムへの入力上、必須項目となるため確実に収集を行うこと（ただし、「その他個人を識別する情報」を収集した場合はシステム上の必須項目とはならない。）。出生の年月日がわからない場合は、当該情報に代えて個人を識別することができる情報を収集すること。また、出生の年月日の一部しか収集できなかった場合は、出生の年月日欄での登録を行うことができない（登録時エラーとなる。）ため、確実に収集を行うこと。

また、入力事務の効率化のため、原則として、元号を用いて収集を行うこと（西暦による入力も可能であるため、西暦による収集を妨げない）。

【<出生の年月日>システムへの入力にあたっての注意事項】

出生の年月日の一部しか収集できなかった場合は、出生の年月日欄での登録を行うことができない（登録時エラーとなる。）ため、「その他個人を識別する情報」欄に当該情報を入力すること。

(例)

平成 10 年 10 月 10 日	登録できる
(不明) 年 10 月 10 日	登録できない →「その他個人を識別する情報」を入力

ウ 男女の別

男女の別は個人の基本的な情報であり、システムへの入力上、必須項目となる

ため確実に収集を行うこと（ただし、「その他個人を識別する情報」を収集した場合はシステム上の必須項目とはならない。）。

エ 住所

住所は個人の基本的な情報であり、システムへの入力上、必須項目となるため確実に収集を行うこと（ただし、「その他個人を識別する情報」を収集した場合はシステム上の必須項目とはならない。）。住所がわからない場合は、当該情報に代えて個人を識別することができる情報を収集すること。

住所とは、その者が生活の本拠としている場所をいう。住所の収集にあっては、住居表示として、都道府県、郡、市（特別区を含む。）、区（地方自治法第252条の20の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、原則として街区方式により収集すること。

※ 「街区方式」とは、市町村内の町又は字の名称並びに当該町または字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路とうによって区画した場合における其の区画された地域（街区）に着けられる符号（「番」のこと。「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（「号」のこと。「住居番号」という。）を用いて表示する方法

※ 現住所が外国の場合、アルファベットを使用し、英語での表記方法（番地→町名→区→都道府県→郵便番号→国名の順番）で収集を行うこと。

（例）東京都千代田区霞が関2丁目1番2号を英語で表記する場合は、1-2,Kasumigaseki2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan となる。

【<住所>システムへの入力にあたっての注意事項】

統一ルール（住所の入力）

① 郵便番号及び市区町村名

システムの郵便番号及び市区町村名のデータについては定期的に更新しているが、市区町村合併や住居表示の変更等に伴い、郵便番号及び市区町村名の変更があっても、システム上は更新されていない場合があります。このような場合は、旧市区町村の住所表示で入力を行うこと。

② 「町丁字」欄及び「地番」欄

「町丁字」欄に、町名（丁目）を入力し、「地番」欄に「街区符号」（番）及び「住居番号」（号）を入力すること。また、使用する数字については全角を用い、「丁目」・「番」及び「号」については省略しないこと。

(例) ○○1丁目1番1号の場合

	「町丁字」欄	「地番」欄	
○	○○1丁目	1番1号	統一ルール
×	○○1	1-1	
×	○○-丁目	一番一号	

※ 統一ルールは、整理・報告事務における「自動重複除去機能」が「表記ゆれ」に対応していないため、当該機能の有効活用を目的として策定しているものである。

実際には、全角／半角、漢数字／アラビア数字の区別なく、原則すべての文字が入力可能であり、提供事務における検索に「表記ゆれ」を許容した検索機能が備わっているため、数字についてはどのように入力しても検索が可能である。ただし、「1番1号」と「1-1」の表記ゆれには対応していないため注意を要する。

オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

国籍は個人の基本的な情報であり、システムへの入力上、必須項目となるため確実に収集を行うこと（ただし、「その他個人を識別する情報」を収集した場合はシステム上の必須項目とはならない。）。

外国籍の住民の場合、国籍について収集を行うこと。国籍がわからない場合は、当該情報に代えて個人を識別することができる情報を収集すること。

【＜国籍＞システムへの入力にあたっての注意事項】

該当する国籍がない場合は、その他を選択し、収集した国籍の入力を行うこと。また、国籍不明の場合は、空欄を選択すること。国籍の入力欄については、表記ゆれ検索に対応していないため、統一ルールを設けている。

統一ルール（国籍の入力）

全角カタカナを使用すること。

カ その他個人を識別する情報

個人を識別するための情報とは、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができる情報である。例えば幼少の迷子であって氏名等が不明なものについての服装や、言葉の通じない外国人についての身体的特徴などの情報を想定している。氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかの情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限られる。

その他個人を識別する情報については、本人の申告等に基づき、表4-1の収集要領により収集を行うこと。

【<その他個人を識別する情報>システムへの入力にあたっての注意事項】

カテゴリ番号の順に、全角「、」で区切り、入力を行うこととする。

例：(全てのカテゴリ番号(表4-1)の項目の情報が収集されている場合)

「幼児、血液型B型、身長100cm以下、頭髪黒、目の色黒、右頬にほくろ

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

、赤い帽子、父親の名前は消防太郎

⑦ ⑧

例：(一部のカテゴリ番号(表4-1)の項目の情報が収集されていない場合)

→当該項目の情報については入力しない

「身長100cm以下、頭髪黒、目の色黒、赤い帽子、意思確認不可

③ ④ ⑤ ⑦ ⑨

※ 「その他個人を識別する情報」は、表記ゆれ検索に対応しており、また、曖昧検索(部分位置検索)による検索を用いれば効率的に検索を実施することが可能である。入力において上記の例以外の有効な入力方法がある場合は、上記の例によらないこととして差し支えない。

表4-1：「その他個人を識別する情報」の収集要領

番号	カテゴリ	記入、入力の仕方
1	年齢	<p>①出生の年月日が不明である場合、次の中から選択</p> <p>「幼児」</p> <p>「年齢10代」</p> <p>「年齢20代」</p> <p>「年齢30代」</p> <p>「年齢40代」</p> <p>「年齢50代」</p> <p>「年齢60代」</p> <p>「年齢70代」</p> <p>「年齢80代以上」</p> <p>②出生の年月日が不完全である場合、次の中から選択</p> <p>「西暦〇年生」</p> <p>「西暦〇年〇月生」</p> <p>「〇月〇日生」</p> <p>「〇月生」</p>

番号	カテゴリ	記入、入力の仕方
2	血液型	血液型が判明している場合、次の中から選択 「血液型 A 型」 「血液型 B 型」 「血液型 O 型」 「血液型 AB 型」
3	身長	次の中から選択 「身長 100cm 以下」 「身長 100cm から 150cm 程度」 「身長 150cm から 170cm 程度」 「身長 170cm から 180cm 程度」 「身長 180cm から 200cm 程度」 「身長 200cm 以上」
4	頭髪	次の中から選択 「頭髪黒」 「頭髪白」 「頭髪金」 「頭髪茶」 「頭髪赤」 「頭髪その他」
5	目の色	次の中から選択 「目の色黒」 「目の色茶」 「目の色青」 「目の色緑」 「目の色その他」
6	その他身体的特徴	自由記入（〇〇に〇〇、〇〇が〇〇） 例：右頬にほくろ、右足に手術痕、右足が義足
7	服装	自由記入（〇〇な〇〇） 例：赤い帽子、白いセーター、黒いズボン
8	所持品	自由記入（〇〇の〇〇） 例：黒い眼鏡、金の指輪、銀のネックレス
9	その他	自由記入

キ 負傷又は疾病の状況

本人の自己申告等に基づき、負傷（疾病）の有無及び状況について、収集を行う。負傷又は疾病を有する場合は、その程度を「重症」「中等症」「軽症」「その他」の中から選択し、収集すること。また、その内容を具体的に収集すること。

例：「重症：左大腿部裂傷（爆発に巻き込まれた）」

例：「軽症：右手打撲（転倒）」

例：「重症：意識不明」

例：「その他：右手断裂」

※ 傷病程度は、初診時における医師の診断に基づき次により分類する。なお、「その他」については、医師の診断が無いものを分類する。

- (ア) 重症：傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- (イ) 中等症：傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの
- (ウ) 軽症：傷病の程度が入院を必要としないもの
- (エ) その他：医師の診断がないもの

【＜負傷又は疾病の状況＞システムへの入力に当たっての注意事項】

負傷又は疾病を有する者の安否情報入力に当たっては、負傷（疾病）の該当覧の「負傷」を選択し、その他の場合は「非該当」を選択すること。また、負傷（疾病）の該当覧の「負傷」を選択した場合は、負傷又は疾病の状況欄の入力を行うこと。

ク 居所

避難施設等の名称及び住所等、現在の居所をできるだけ具体的に収集する。避難所等で収集を行う場合、情報の統一性を確保するため、地方公共団体職員から、避難施設の名称等の標記を指定することが望ましい。

【＜居所＞システムへの入力に当たっての注意事項】

同じ施設に避難している住民については、居所の入力についても同一の情報を入力すること。

ケ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

独居老人等の親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院などの情報を想定している。また、避難施設の電話番号等、本人と連絡を取り得る連絡先等についても収集することが望ましい。

【システムへの入力にあたっての注意事項】

省令様式の「連絡先その他必要情報」に記入があった場合のみ、入力を行う。

コ 照会に対する回答に関する同意

国民保護法第95条第2項において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報についての照会に対する回答を行う場合において、個人の情報の保護に十分留意しなければならないと規定されている。安否情報の回答にあたっては、回答に対する本人の意思として、以下の項目についての意思を確認する。

- ・ 親族・同居者からの照会に対する回答の可否
 - ・ 知人からの照会に対する回答の可否
 - ・ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の可否
- ※ ア～ケの各項目のうち、特定の項目に対してのみ回答又は公表することに同意しない場合は、省令様式第1号の備考欄にその旨の記入を行うよう指導する。
- ※ 安否情報の照会に対する回答に関する同意については、本人の意思に反して回答又は公表が行われることのないよう、正確に収集する必要がある。
- ※ 被照会者が意識不明者、幼児等である場合、意思確認をする業務上の余裕がない場合等においては、積極的な不同意の意思表示がないこと、公益上の必要正等を踏まえ、以下の意思表示がなされたものと解する（表4-2）。
この場合、その他個人を識別する情報の自由記入項目に、「意思確認不可」と入力すること。

表4-2：回答又は公表に対する同意

親族・同居者からの照会に対する回答	全ての項目について同意する
知人からの照会に対する回答	その他個人を識別する情報及び負傷（疾病）の項目に限り同意する
親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表	不明

【<照会に対する回答に関する同意>システムへの入力に当たっての注意点】

入力時、照会に対する回答の意向について、システム上は、表4-3のとおり初期値として設定されているため、必ず各項目について、同意の有無の入力値を確認すること。

なお、照会に対する回答の意向が確認できない場合は、初期値のままで報告することで差し支えない。この場合、その他個人を識別する情報の自由記入項目に、「意思確認不可」と入力すること。

表4-3 照会に対する回答及び公表について（初期値）

	親族・同居者からの照会 に対する回答	知人からの照会に対 する回答	親族・同居者・知人以外か らの照会に対する回答
フリガナ	○	×	×
出生の年月日	○	×	×
男女の別	○	×	×
住所	○	×	×
国籍	○	×	×
その他個人を識別する ための情報	○	○	×
負傷（疾病）の該当	○	○	×
負傷又は疾病の状況	○	×	×
現在の居所	○	×	×
連絡先その他必要情報	○	×	×

※ ○…回答を行う項目（親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答欄が○の項目は、事案の状況に応じて回答のほか、公表を行う可能性がある。）

※ ×…回答又は公表を行わない項目

また、システムは、例えば親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表に同意しているにもかかわらず、親族・同居者及び知人からの照会に対する回答に同意していない等の場合は、図4-1のように、当該項目のチェック欄に色がつき注意を促す機能を有している。このような場合は、同意の有無について本人に再度確認し、誤りの無いように入力を行うこと。

図4-1 避難住民・負傷住民入力画面における色つき機能

FDMA 武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム

■避難住民・負傷住民入力

入力原稿:様式第1号(第1条関係) 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

注意事項 トップへ ログアウト

① 氏名【必須※】 姓 名 姓 名 姓 名

② フリガナ【必須※】 フリガナ

③ 出生の年月日【必須※】 年 月 日

④ 男女の別【必須※】 男性 女性

⑤ 住所【必須※】 郵便番号 市区町村 町丁字地番

⑥ 国籍 日本

⑦ その他個人を識別する情報

⑧ 負傷(疾病)の該当【必須※】 非該当 負傷

⑨ 負傷又は疾病の状況

⑩ 現在の居所 (住民票の住所ではない 実際の居所) 郵便局 東京都 市区町村 町丁字地番 場所 区分

⑪ 連絡先その他必要情報 退去時刻 退去日 退去 負傷 退去

チェック欄をオレンジ色で囲み、注意を促している

※ 「現在の居所」及び「連絡先その他必要情報」について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表に同意しているにもかかわらず、親族・同居者及び知人からの照会に対する回答に同意していないため、チェック欄に色が付き、同意についての成否についての注意が促される。

2 死亡住民に関する安否情報の収集

【国民保護法施行令】

(武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理)

第 24 条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる情報
- 二 死亡の日時、場所及び状況
- 三 死体の所在

2 (略)

3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、第 1 項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

(1) 安否情報の収集時期

市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者に関する安否情報の収集を行う努力義務を負う。

※ 都道府県知事については、国民保護法第 94 条第 2 項において、「必要に応じて自ら安否情報を収集し」とされており、救援を行う場合等都道府県知事が安否情報の収集の当事者となるべきときは、自ら安否情報を収集するよう努めるものとする。

【収集すべき安否情報】

①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥個人を識別するための情報、⑦死亡の日時、場所及び状況、⑧死体の所在、⑨照会に対する回答に関する同意

※ ⑨照会に対する回答に関する同意については、家族等（配偶者又は直近の親族を原則とする遺族。以下、同じ。）が記入を行い、併せて同意回答者の氏名、連絡先、住所、続柄（本人との関係）を収集する。

(2) 収集する安否情報の内容とシステム入力の留意事項

- ※ ①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥個人を識別するための情報については、前記1（2）を参照されたい。

ア 死亡の日時、場所及び状況

死亡の日時とは、医師が死亡として診断した日時（原則として診断書又は検案書に死亡日時として記載される日時）又は安否情報の被収集者が明らかに死亡していると認められた日時をいうものとする。ただし、医師が死亡していると診断した場合以外は、死亡判断は医師の診断によるものではない旨を備考欄に記載すること。

- ※ 「診断書」とは、死亡者を診察した医師の作成するものであり、「検案書」とは、死亡者を観察しなかった医師が死亡後に死体を検案して作成するものをいう。
- ※ 明らかに死亡している場合とは、頸部又は体幹部が離断している場合等、社会通念上明らかに死亡していると認められる場合が該当する。

死亡した正確な日時及び場所がわからない場合は推定の日時及び場所を収集する。また、緊急事態であるため、推定の日時及び場所もわからない場合は発見された日時及び場所を収集するものとする。この場合、発見された日時及び場所であることを明記すること。

- ※ 死亡の推定としては、死亡した数人中その1人が他の者の死亡後もなお生存していたことが明らかでないときに、これらの者が同時に死亡したものと推定する場合等が該当する。

状況とは、死亡の医学的根拠の詳細などを意味するものではなく、例えば、「爆発に巻き込まれて死亡」、「銃弾があたって死亡」等、どのような状況下で死亡したかの概略程度を収集する。

【＜死亡の日時、場所及び状況＞システムへの入力に当たっての注意点】

- ① 死亡の日時について、時分等が不明の場合は、空欄とすること。
- ② 死亡の判断が医師の診断によるものではない場合は、その他個人を識別する情報欄に「診断書等無し」と入力すること。
- ③ 発見された日時及び場所を入力する場合は、「その他個人を識別する情報」欄に「発見された日時及び場所」を入力すること。

イ 遺体が安置されている場所

死亡した者の遺体が現在、安置されている場所（施設等の名称及び住所等）を収集する。警察・病院等で収集を行う場合、情報の統一性を確保するため、地域の実情に併せ、記入すべき施設の名称等を統一しておくことが望ましい。

また、火葬又は埋葬された焼骨など遺骨・遺灰の状態となったものの所在をも含むものである。

【<死体の所在>システムへの入力に当たっての注意点】

同じ施設に安置されている場合、死体の所在の入力についても同一の情報を入力すること。

ウ 照会に対する回答に関する同意

遺族（配偶者又は直近の直系親族を原則とする遺族。）が記入を行い、併せて同意回答者の氏名、連絡先、住所、続柄を収集する。家族等に意思確認をする業務上の余裕が無い場合、記入漏れの場合等においては、その他個人を識別する情報の自由記入項目に「意思確認不可」と入力すること。

また、親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表に対する同意は「不明」と入力すること。

3 安否情報の収集方法

【国民保護法施行令】

(安否情報の収集及び報告の方法)

第 25 条 法第 94 条第 1 項の規定による安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、法第 62 条第 1 項の規定により避難住民を誘導する者による調査又は都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により行うものとする。

2 (略)

(1) 安否情報の収集の基本的な考え方

安否情報の収集については、表 4-4 の考え方を基本とする。

表 4-4 安否情報収集の考え方

安否の別	住民の別	収集の考え方
安情報	避難住民	避難所等において、省令様式により収容者の情報収集を行うことを原則とする。極力、各避難所等において避難住民等の協力を得て入力が完結されることが望ましい。
否情報	負傷住民	医療機関より収集することが有効である。医療機関搬送後に医療機関において作成される災害用患者リスト等を活用することが想定される。
	死亡住民	警察から収集することが有効である。遺体収容後に警察機関において作成される文書等を活用することが想定される。

※「安」情報（避難住民の情報）については、各個人の自助や各民間事業者等の安否提供システムを安否確認の基本としつつ、それを保管する形で国民保護法に基づく「安」情報の照会・回答が位置づけられるため、システムへの入力にあたっては、「否」情報を優先して行う。ただし、避難住民の情報（人数、要介護者数等）を把握することは、国民保護法上の救援（食品、被服、寝具、医療の提供等）を行うに当たり必須の情報であるため、可及的速やかに収集に努めることが重要である。

※「否」情報（負傷住民又は死亡住民の情報）については、入手先の病院又は警察において、これまでのルールに則り、第 1 次的に提供がなされることとなるため、地方公共団体においては、それを補完する形での照会・回答がなされることとなる。

※ 安否情報の収集は、収集すべき項目の全てが判明していなくても、当面判明した情報のみを収集すること。

(2) 省令様式による収集

【安否情報省令】

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

安否情報の収集は、原則として安否情報省令第1条に基づき、省令様式第1号及び省令様式第2号を用いて行う。

省令様式が準備できない場合、関係機関からの情報収集を行った場合等、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができるが、その場合にあっても、以下の各項目について収集する必要がある。

- ①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥個人を識別するための情報、⑦死亡の日時、場所及び状況、⑧死体の所在

※ 記入を行った省令様式については、一定期間保存する必要があり、個人情報として、条例に基いた管理が必要である。

※ 省令様式第1号

避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民について収集を行う。

図 4-2 省令様式第1号

様式第1号（第1条関係）
 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
 記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

※ 省令様式第2号

武力攻撃災害により死亡した住民について収集を行う。

図4-3 省令様式第2号

様式第2号（第1条関係）
安否情報収集様式（死亡住民）
記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

ア 被収集者への説明

安否情報の収集を行う際、個人情報保護の観点から、当該収集する安否情報の利用目的を明確にする必要があるため、以下について被収集者への説明を行うこと。

なお、住基カードにより安否情報の入力を行う場合については、被収集者が省令様式第1号の項番⑥から⑪について特記する必要がない場合において、省令様式への記入が不要となることを併せて説明すること。

《様式第1号・第2号共通》

- ・国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであること。
- ・国民保護法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答には、個人情報の保護に十分留意しつつ、回答の意向に沿って利用すること（回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入すること。）。
- ・国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあること。
- ・記入情報の収集、パソコンへの情報の入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があること。
- ・照会者の親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行うこと。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者であること。

《様式第2号のみ》

- ・原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答をするものであること。

イ 記入の介助

幼児、重度認知症患者、負傷者、意識不明者等で本人が記入できない場合等においては、地方公共団体の職員が記入の介助を行う。また、本人又は家族等の同意を得た場合は代理記入を実施する。

ウ 住民等の協力

省令様式の配布・回収、入力については、極力、各避難施設において避難住民等の協力を得て入力が完結されることが望ましい。

地方公共団体の職員だけで対応することは難しい場合等において、避難住民の中から情報入力者を選択する場合は、自治会や自主防災組織の役員等のように平時より行政側との関係がある者等を選択し、当該入力者に個人情報の取扱につい

での説明を行った上で、守秘義務遵守の宣誓書にサインをしてもらう等の措置を行うことが適当である。住民等の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

<参考>

住民等の協力の例

安否情報の収集及び入力事務について、住民等の協力を得る場合は、平素より例えば以下のような流れで協力体制を構築しておくことが望ましい。

- ① 自治会や自主防災組織の役員のように平時より行政側との関係がある者等を選択し、安否情報事務についての協力について協議しておく。

<協議しておくべき事項>

- 安否情報の収集及び入力事務に協力することができる住民の募集に関する事項
- 安否情報の収集及び入力事務に関する説明会及び訓練の開催に関する事項
- 個人情報の取り扱いに関する研修及び守秘義務遵守の宣誓書へのサインに関する事項

- ② 安否情報の収集及び入力事務に協力する住民に対し、安否情報の収集及び入力事務に関する説明会、個人情報の取り扱いに関する研修等（以下、説明会等という。）を実施する。

※ 住民参加型の国民保護訓練等の機会を利用して実施することが有効である。

<説明会等において説明すべき事項>

- 国民保護の制度及び国民保護措置の概要に関する事項
- 安否情報事務の流れに関する事項
- 個人情報の取扱に関する事項
- 安否情報の収集様式及びその記入方法に関する事項
- 安否情報の提供と本人の同意の関係に関する事項
- システムの操作方法に関する事項

- ③ 安否情報の収集及び入力事務に協力する住民に、守秘義務遵守の宣誓書へサインしてもらう等の措置を講じておく。

- ④ 住民参加型の国民保護訓練等の機会を利用して、平素より安否情報の収集及び入力訓練を実施しておく。

※ 実際に安否情報事務を実施する際には、再度、安否情報事務及び個人情報の取扱について説明を行った上で実施することが望ましい。

(3) 市町村が保有する資料の調査

市町村が保有する資料としては、住民基本台帳、外国人登録原票など、平素から市町村が行政事務の円滑な遂行のために保有している情報が想定される。これらの資料により、円滑に事務を遂行することが望ましい。

(4) 避難住民を誘導する者による調査

住民の避難方法として、バス・鉄道・船舶等による避難が想定されるが、乗車前や乗車後移動中に、乗客名簿を作成することなどにより調査を行うことも可能である。

ただし、武力攻撃事態等という極限状況であることから、住民の避難誘導時に安否情報を収集することには限界があることを踏まえ、避難施設等の出入りの際に、省令様式への記入依頼等を実施し、施設等に避難した住民について漏れのないように収集を行う必要がある。

(5) システムへの入力の留意事項

ア 入力する情報の優先度

システムへの情報入力にあたっては、入力情報量が膨大で、処理が追いつかない場合等においては、①氏名、②住所、③生年月日、④男女の別、⑤現在の居所、⑥情報提供に係る同意・不同意のみを先行して入力し、最低限度必要な回答を可能とする情報入力を行い、報告を行う。この場合、他の情報は事後的速やかに入力し、情報を更新すること。

また、収集すべき項目の全てが判明してから入力するのではなく、当面判明した事項のみを先行して入力し、報告すること。この場合、事後、追加的に判明した事項を入力し、情報を更新すること。

イ 住基カードとの連携

住基カードを活用して入力する場合、「消防庁安否 住基カード読み取りアプリケーション」を用いて住基カードから読み取ることができる情報は、4 情報（①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所）及び公開の可否である。したがって、他の情報については、必要に応じて直接入力すること。

(6) 関係機関に対する照会

<p>【国民保護法】</p> <p>第94条 第1項 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。</p>

警察、消防、医療機関等の関係機関は、(市町村長による)安否情報の収集に協力する努力義務を負う。

関係機関との役割分担及び協力の具体的な方法について予め協議を行い、協力体制を構築しておくことが必要である。

安否情報の収集及び入力に関して、インターネット接続による入力専用機能を利用して収集したその場で入力する方法や、収集した安否情報を市町村庁舎等に集約して入力する方法、それらを組み合わせる方法等、様々な方法が考えられる。

(例1) SSL-VPN 端末として利用可能なモバイル端末を所持した市町村職員や都道府県職員が、医療機関、警察署等に行き、安否情報の提要を受けて入力する方法

(例2) 安否情報を別手段により市町村又は都道府県の庁舎等に集約し、市町村職員又は都道府県職員がLGWANに接続した端末から入力する方法

関係機関と予め協議し、周知すべき事項について表4-5に示す。

表4-5 関係機関と予め協議し、周知すべき事項

協力体制の内容	予め協議し、周知すべき事項
安否情報の収集場所の提供	安否情報収集事務の内容の周知
安否情報の収集 (※1)	既存の書式の確認、その他の必要事項の確認、入力以外の情報提供方策、情報提供頻度、情報提供連絡先、各地域における具体的な連携方策や業務内容等
安否情報の収集 (※2)	収集様式、その際の留意点、入力以外の情報提供方策、情報提供頻度、情報提供連絡先、各地域における具体的な連携方策や業務内容等
安否情報の収集及び入力	上記に加えて、入力者、入力端末、入力アクセス権限の管理、安否情報システム概要等

- ※1 関係機関からの収集は関係機関が利用している既存の書式によって行い、システムへの入力も地方公共団体が行う。既存の書式として、システムの安否情報 CSV 取り込み様式を用いることが有効である。
- ※2 関係機関における収集は省令様式によって行うことが望ましい。

4 安否情報の整理

【国民保護法施行令】

(避難住民に関する安否情報の収集及び整理)

第 23 条 市町村長は、法第五十四条第二項に規定する避難の指示を伝達したときは、法第 62 条第 1 項の規定により法第 148 条第 1 項の避難施設又は法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、速やかに、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

(各号略)

2 前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第 69 条第 1 項の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

(各号略)

3 法第 54 条第 6 項（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第 148 条第 1 項の避難施設及び法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設に滞在する避難住民について、第 1 項の市町村長と協力して、同項各号及び前項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

4 前 3 項に規定するもののほか、市町村長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（第 1 項及び前項に規定する避難住民を除く。）について、第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

(各号略)

【国民保護法施行令】

(武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理)

第 24 条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

(各号略)

2 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、前条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、第 1 項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

収集した安否情報の整理方法については、特段法令上に詳細な定めは置かれていない。市町村長にあっては、都道府県知事へ報告しやすいよう、また、照会に対して回答しやすいように、その状況下に応じて適宜整理をしておくということである。

整理事務においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、本来除去すべきでない個人情報をもって除去することがないよう、適切に実施することが必要である。

(1) 安否情報の整理時期

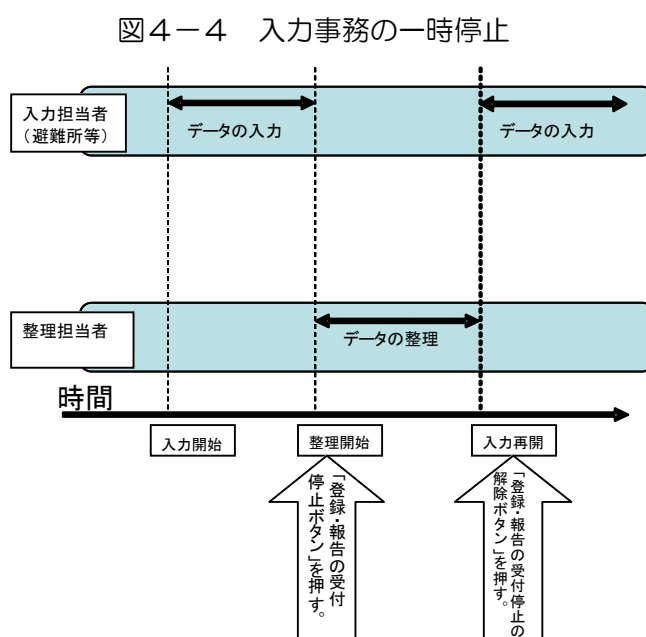
行政機関として最新の安否情報の把握に努めるため、避難所や医療機関等の状況（避難住民の数や負傷住民の負傷の程度等）が時間とともに変化することに留意し、安否情報の整理は、安否情報の収集及びシステムの入力を行う度に実施することを原則とする。ただし、原則として、迅速性を優先して、システムの自動重複除去機能を用いた整理以外の整理については、報告後に行うこととする。

【システム運用上のルール】

システムを利用した安否情報事務においては、整理事務の効率的な実施のため、以下のルールを設ける。

① 入力事務の一時停止

収集した安否情報の入力完了し、整理を開始する時は、整理担当者はシステムの重複検索画面「登録・報告の受付停止ボタン」を押すことにより、自団体からの登録について受付を停止することができる。整理終了後は、同画面の「登録・報告の受付停止の解除ボタン」を押すことにより、自団体からの登録について受付停止が解除される。



② 報告事務の一時停止

収集した安否情報の入力完了し、更に報告元団体から報告を受け整理を開始する時は、整理担当者は、システムの重複検索画面「登録・報告の受付停止ボタン」を押すことにより、報告元団体からの報告について受付を停止することができる。整理終了後は、同画面の「登録・報告の受付停止の解除ボタン」を押すことにより、報告元団体からの登録について受付停止が解除される。

図4-5 報告事務の一時停止

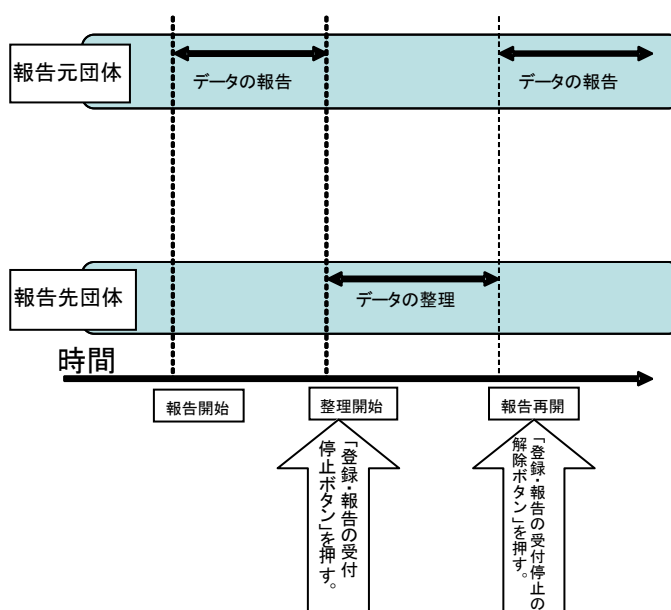


表4-6 報告元団体と報告先団体

報告元団体	報告先団体
市町村	都道府県
都道府県	消防庁

(2) 同一人物であることの判断

収集した 2 つ以上の安否情報について、それが同一人物であると判断される場合には、当該安否情報についての整理を行う。

同一人物の判断は、4 情報（①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所）の一致により行う。4 情報が全て判明しており、かつ、完全に一致している場合については、同一人物であると判断する。ただし、4 情報の一部が判明していない場合や、4 情報の内、一致する項目は存在するものの、その全てが完全に一致しない場合については、当該安否情報の入力担当者に連絡を取り、誤入力や入力漏れ等が確認されたときのみ、同一人物であると判断する。

表 4-7 同一人物であることの判断

	同一人物であることの判断
4 情報が全て判明しており、かつ、完全に一致している場合	同一人物であると判断
4 情報の一部が判明していない場合や、4 情報の内、一致する項目は存在するものの、その全てが完全に一致しない場合	当該安否情報の入力担当者に連絡を取り、誤入力等、明確に同一人物であることが確認できた場合のみ、同一人物であると判断

(例) 住所については、地番まで含めた全ての情報について完全に一致している者のみを同一人物として判断する。したがって、以下の例の場合には同一人物とは判断しない

	安否情報 A	安否情報 B
氏名	消防 太郎	消防 太郎
出生の年月日	平成 16 年 6 月 18 日	平成 16 年 6 月 18 日
男女の別	男	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 2 号

(3) 安否情報の整理方法

ア 情報の更新

同一人物であると判断された情報については、記入日時の新しいものに更新する。情報の更新を行う場合として、以下の場合等が考えられる。

- (ア) 不明であった①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所が判明した場合
- (イ) 国籍不明者の国籍が判明した場合
- (ウ) 個人を識別するための情報に新しい情報が追加された場合
- (エ) 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報が変化した場合
- (オ) 照会に対する回答に関する同意について、本人の意思が変化した場合
- (カ) 避難住民又は負傷住民が死亡した場合
- (キ) 死亡の日時、場所及び状況について新しい情報が追加された場合
- (ク) 死体（遺骨・遺灰の状態となったものを含む。）の所在が変化した場合
- (ケ) 誤情報の訂正がなされた場合

※ 4情報（①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所）について、新しい情報が追加された場合は、入力担当者に確認し、同一人物であることが明確となった場合のみ、情報の更新を行う。

イ 避難住民又は負傷住民の退去

退去とは、避難住民又は負傷住民が避難所や医療機関等、それまで滞在していた場所から退出することをいう。以下の場合等が想定される。

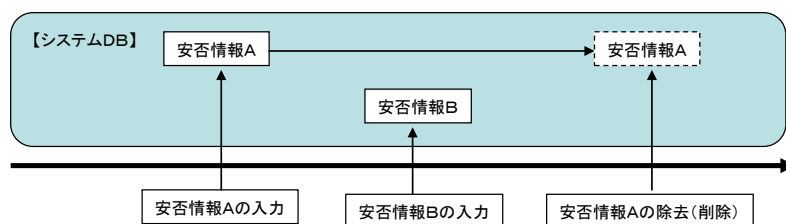
- (ア) 避難住民が別の避難所に移った場合
- (イ) 避難住民が、要避難地域でない地域にある避難所近くの親族、友人の自宅等に移った場合

【システムを用いた安否情報の更新】

システムに蓄積される安否情報については、新しい安否情報のデータを入力し、古い安否情報のデータを除去することにより、安否情報の更新を行う。

※ 一旦入力を完了した情報の書き換えを行う機能は搭載していない。

図4-6 安否情報Aを安否情報Bへ更新する場合の手順



① 自動重複除去機能による更新

システムに入力された安否情報については、4情報が全て入力されている情報で、かつ完全に一致している情報が重複している場合は、以下の規則により、自動重複除去され、更新がなされる。

- 4情報が同じで、かつ、記入日時も同じであるが、受信日時が異なる場合は、受信日時が新しい安否情報を残し、古い安否情報を除去する。
- 4情報が同じで、記入日時が異なる場合、受信日時の新旧の順と同じであれば、自動で記入日時が新しい安否情報を残し、古い安否情報を除去する。

(例1) 自動重複削除が行われる例

	記入日時	受信日時
安否情報1	同	古
安否情報2	同	新

(例2) 自動重複削除が行われる例

	記入日時	受信日時
安否情報1	古	古
安否情報2	新	新

(例3) 自動重複削除が行われない例

	記入日時	受信日時
安否情報1	古	新
安否情報2	新	古

※ この場合、入力担当者に連絡を取り、誤入力等の有無を確認すること。

② 手動削除による更新

手動削除による更新は、以下の場合において、同一人物であることが明確に判断された場合のみ行う。

- 明らかに同一人物であるが、入力方法が異なる場合
(例)
 - 住所表記で「霞が関」、「霞ヶ関」や「四谷」、「四ツ谷」等の違い
 - 地番等について、「一丁目二番三号」、「1-2-3」等の入力方法の違い
(システムへの住所の入力については、原則、町丁字欄に「〇丁目」、地番欄に「〇番〇号」(〇には半角のアラビア数字を入力)と修正を行うこと。)
- 2以上の安否情報について、同一人物であることが疑われる場合
 - 誤記入等が無いかを入力担当者又は報告元団体に確認すること。
- 避難住民が死亡した場合
 - 報告元団体において、避難住民として登録されていた安否情報の削除を行うとともに、死亡住民として改めて入力を行う。この場合報告元団体は、報告先団体に対し避難住民として登録していた安否情報が死亡住民に更新された旨を連絡すること。

なお、4情報の内の2情報(「氏名」及び「出生の年月日」)が同一の安否情報については、同一人物であることが疑われるものとして、入力又は報告された安否情報が重複検索・報告画面に表示される際、色がついて表示される。

※ 手動削除機能の操作の詳細については、操作説明書を参照されたい。

図4-7 システムにおける色つき機能

FDMA 武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム
 重複検索・報告

照会日	登録日	氏名	フリガナ	出生の年月日	性別	住所	状態	自治体名	記入者	報告日
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 花子	ショウボウ ハナコ	S11.11.11	女	東京都千代田区内幸町2番3号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 花子	ショウボウ ハナコ	S11.11.11	女	東京都千代田区内幸町2番3号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 花子	ショウボウ ハナコ	S56.11.25	女	東京都千代田区内幸町2番3号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 花子	ショウボウ ハナコ	S56.11.25	女	東京都港区赤坂(六のビル)503号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 太郎	ショウボウ タロウ	S11.11.11	男	東京都港区赤坂(六のビル)503号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 太郎	ショウボウ タロウ	S11.11.11	男	東京都千代田区内幸町2番3号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	山田 太郎	ヤマダ タロウ	S11.11.11	男	東京都千代田区内幸町2番3号	死亡	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 五郎	ショウボウ ゴロウ	T11.02.04	男	東京都千代田区内幸町2番3号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 四郎	ショウボウ シロウ	T12.02.02	男	東京都千代田区日比谷公園2番1号	避難中	東京都	9GV2q72590	
H24.12.11 11:48	H24.12.11 11:48	滝野 太郎	ショウボウ タロウ	S11.01.11	男	東京都千代田区千代田2番3号	避難中	東京都	9GV2q72590	

色は、重複データが存在する可能性が高い情報です(2情報一致)。
 および の色は、重複データが存在する可能性が高い情報です(2情報一致)。
 および の色は、2情報一致ごとに交互に色分けされます。

氏名・生年月日が同じ安否情報は、色がついて表示される。

- 削除したい情報が報告先団体への報告前の情報である場合は、重複検索・報告画面から当該情報の削除を行うことができる。

図4-8 重複検索・報告画面での削除



- 削除したい情報が既に報告先団体へ報告済の情報であった場合は、重複検索・報告画面に当該情報が表示されない。この場合は、検索画面において専用領域内から当該情報を特定し、避難住民・負傷住民照会画面又は死亡住民照会画面において削除を行う。

この方法で削除した安否情報は、重複検索・報告画面において、当該安否情報に「削除」と付記されて表示される。報告元団体、この情報を報告先団体へ報告する。

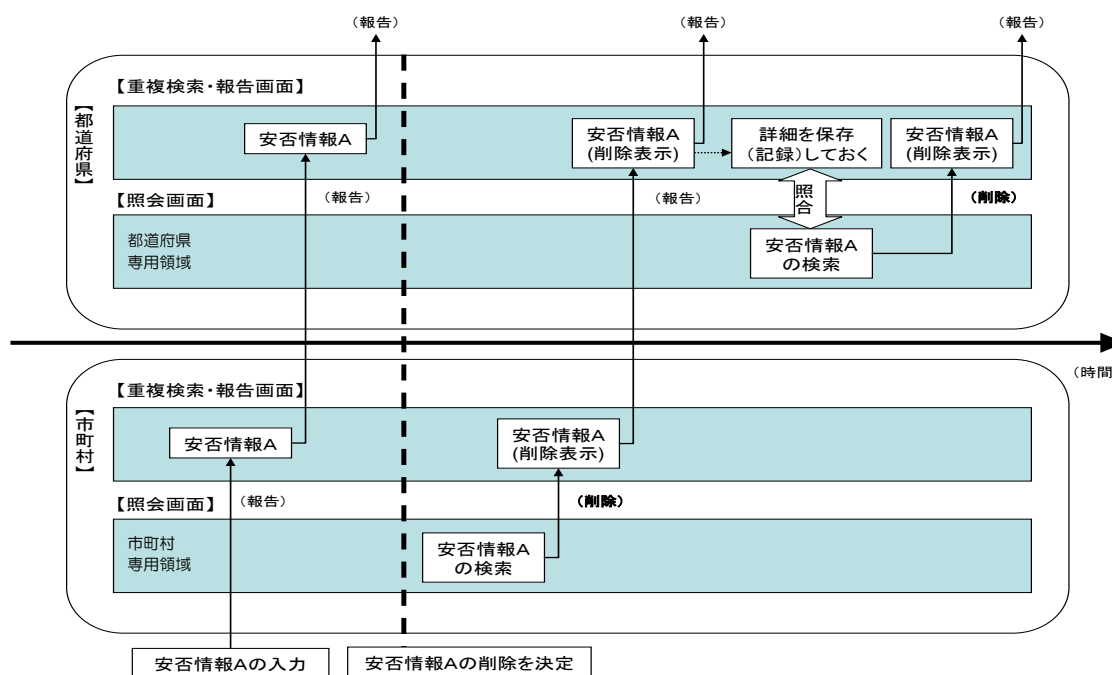
図4-9 避難住民・負傷住民照会画面又は死亡住民照会画面で削除した場合の重複検索・報告画面の表示



※ 「削除」表示がなされたものが報告されてきた場合、報告を受けた団体は、当該情報の詳細を保存（記録）した上で、報告先団体へ報告を行うこと。その上で、システムの専用領域（自団体のみが閲覧・検索できるデータベース領域）内に保存されている当該情報を削除し、「削除」と付記された情報について再度報告先団体へ報告すること。）

※ 報告元団体から報告された「削除」情報を報告するだけでは、システムの専用領域（自団体のみが閲覧・検索できるデータベース領域）における当該情報の削除は行われない。これを削除するには、別途、避難住民・負傷住民照会画面又は死亡住民照会画面からの削除を行う必要がある。

図4-10 団体間を連携した手動削除の手順



※ 照会画面：避難住民・負傷住民照会画面又は死亡住民照会のこと。

※ 入力担当者又は報告元の団体へ連絡を取り、同一人物であることが明確に判断された場合のみ削除を行う。

③ 退去情報の入力

避難住民・負傷住民が避難所や医療機関等、それまで滞在していた場所から移動した場合は、その事実及び年月日をシステムに登録する。

システムの退去選択機能を用いて退去情報が入力された場合、重複検索・報告画面の状態欄で「退去」が表示される。「退去」表示がなされたものを報告先団体（市町村にあっては都道府県、都道府県にあっては消防庁）へ報告する。

※ 退去選択機能の操作の詳細については、操作説明書を参照されたい。

図4-1-1 「退去」の表示

The screenshot shows a web application interface for FDMA. At the top, there are navigation buttons like '注意事項', 'トップへ', and 'ログアウト'. Below that is a table with columns for '選択', '受信日', '記入日', '氏名', 'フリガナ', '出生の年月日', '性別', '住所', '状態', '自治体名', '記入者', and '削除'. The first row of data is highlighted in green and shows a status of '退去'. Below the table, there are buttons for '全ページ解除', '登録・報告の実行停止', and '全団体の登録・報告の停止'. A callout box points to the '退去' status in the table with the text '状態欄に「退去」と表示される。'

選択	受信日 ▲ ▼	記入日 ▲ ▼	氏名 ▲ ▼	フリガナ ▲ ▼	出生の年月日 ▲ ▼	性別 ▲ ▼	住所 ▲ ▼	状態 ▲ ▼	自治体名 ▲ ▼	記入者 ▲ ▼	削除 ▲ ▼
<input type="checkbox"/>	H25.03.19 20:05	H25.03.19 20:03	藤野 太郎	ショウボウ タロウ	23.03.07	男	東京都千代田区 錦が町1丁目	退去	国	Unyo01	

5 安否情報の報告

【国民保護法施行令】

(安否情報の収集及び報告の方法)

第二十五条 第1項 (略)

2 法第九十四条第一項の規定による安否情報の報告は、書面（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の送
付その他の総務省令で定める方法により行うものとする。

【安否情報省令】

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六
年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条におい
て準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項
（法第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号に
より記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが
できない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫
している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法
によることができる。

(1) 安否情報の報告時期

市町村長は、都道府県知事に対し、「適時に」、収集・整理を行った安否情報を報
告する義務を負う。「適時に」とは、断片的な安否情報が得られるたびに逐次に報告
する必要はないが、国民等からの安否情報に対する照会に適切に答えることができ
るよう報告するという趣旨である。また、都道府県知事は報告を受け、又は収集・
整理を行った安否情報を総務大臣に対し「遅滞なく」、報告する義務を負う。

(2) 安否情報の報告方法

安否情報の報告は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の送付その他の総務省令で定める方法により行うものとされている。

ア システムを利用した安否情報の報告

システムによる安否情報の報告は、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録による書面を用いた報告」に該当する。

報告元団体からの報告（報告年月日）は、システムメニューの報告履歴によって確認することができる（図4-8参照）。報告履歴を定期的に確認し、管内の報告作業の進捗状況の把握に努めること。

図4-12 報告履歴

No.	報告団体名	報告日時
1	東京都	平成24年12月11日 13時46分
2	北海道	(報告履歴なし)
3	青森県	(報告履歴なし)
4	岩手県	(報告履歴なし)
5	宮城県	(報告履歴なし)
6	秋田県	(報告履歴なし)
7	山形県	(報告履歴なし)
8	福島県	(報告履歴なし)
9	茨城県	(報告履歴なし)
10	栃木県	(報告履歴なし)

報告のあった安否情報を報告先団体に報告していない場合は、色付きで表示される。

イ システムが利用できない場合の安否情報の報告

システムが利用できない場合の安否情報の報告は、省令様式第3号により行う(図4-9参照)。報告方法は、様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他個人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。この場合は、個人情報保護の観点から、利用可能な伝達手段のうち、最もセキュリティの高い手段を選択し、実施すること。

なお、システムを利用せずに安否情報事務を実施する場合は、必要に応じ、消防庁からその旨連絡する。

図4-13 安否情報報告書(省令様式第3号)

様式第3号(第2条関係)														安否情報報告書		
報告日時: 年 月 日 時 分												担当署名: _____				
①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④母姓の有無	⑤住所	⑥国籍	⑦その他世帯内を離脱するにやむを得ない理由	⑧家族(希望)の職業	⑨家族又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先(希望)そのほか連絡先	⑫既出・既登簿への記載の有無	⑬本人への照会	⑭関係(関係)簿記載の有無	備 考		

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の収容されている場所」を記入すること。
5 「⑭-⑯の希望又は同意欄」には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

※ 一部の団体についてシステムが利用できない場合には、近隣の地方公共団体に協力を仰ぎ、その団体の端末を利用させてもらう等、代替場所として業務を行える場所を確保することも有効である。

第5 安否情報の提供

【国民保護法】

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

- 第 95 条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。
- 2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

【安否情報の提供にあたっての基本的な考え方】

安否情報の提供の公益上の意義とは、災害の規模等を勘案して、本人の安否を家族等に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等に資することである。

国民保護法第 95 条第 2 項の規定により、安否情報の提供を行うにあたっては、個人の情報の保護に十分留意することが求められる。個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、必要な保護を図りつつ、できる限り国民一人ひとりの利益となるような安否情報事務の運用を行うことに留意する必要がある。

- ※ 個人の情報の保護の解釈基準としては、国民保護法令及び本ガイドラインの他、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法及び個人情報保護条例等における解釈や具体的な運用基準等を拠りとすること。
- ※ 安否情報の提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、警報の伝達、避難誘導、人命救助等の国民の生命・身体・財産の保護に関係する国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから一定の限界があり、住民の避難誘導や避難住民等の救援などの国民の保護のための措置の実施に支障のない限度においてできる限り行えば、その努力義務は果たされるものである。

1 安否情報の提供のための情報共有及び安否情報の提供主体

【安否情報省令】

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

(1) 安否情報の提供のための情報共有

システムを利用した安否情報事務においては、総務大臣は、システムにより法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し提供する。地方公共団体においては、システムを用いて全国共用データベースから必要な情報を検索することによって当該情報を得ることとなる。

情報共有は、全国の地方公共団体において検索・閲覧することができる共用領域に、各都道府県から報告された安否情報のデータを移行させる作業を、消防庁において行うことによって実施する。消防庁は、当該作業を行った場合、地方公共団体にその旨を連絡する。

なお、被災等の理由により、安否情報システムが利用できない場合は、個人情報保護に留意しつつ、セキュリティと利便性を考慮しながら最も適切と考えられる方法により、当該時点で有する情報伝達手段を選択して、消防庁から地方公共団体への情報提供を行う。

(2) 安否情報の提供主体

総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、速やかに回答を行う義務がある。この場合、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報システムにより共有した安否情報について回答を行う。

2 安否情報の照会方法

【国民保護法施行令】

(安否情報の提供)

第26条 法第95条第1項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

2・3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項は、総務省令で定める。

【安否情報省令】

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2・3 (略)

安否情報事務の実施に際し、地方公共団体においては、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し、次の事項について、周知等を行うこと。

- ① 安否情報の照会は、原則として、所在する市町村の照会窓口その他訪問可能な近隣の照会窓口にて様式第四号を提出することにより行うこと（ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。）。
- ② 電話等による照会は、本人確認等を迅速に行うため、特段の理由がない限り、住所地所在市町村に直接行うこと。
- ③ 安否情報の照会にあたっては、本人確認が必要になること（照会窓口での照会にあつては、必要書類等（原則として、運転免許証、住民基本台帳カード等の身分証明書）を持参すること。）。

- ④ 電話等による照会の場合は、本人確認等に時間を要すること（早期確認が必要な場合等は、照会窓口において照会を行うこと。）。
 - ⑤ 安否情報の回答は、個人の情報の保護に十分留意して行うこととなるため、本人が回答してほしい旨を意思表示している場合等において、回答を行わない場合があること。
 - ⑥ 国民保護法に基く安否情報の対象者は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報であり、これらの者以外の行方不明者や連絡不明者等を対象としていないこと。
 - ⑦ 民間サービスの活用も有効であること。
 - ⑧ 照会窓口の所在、対応可能時間、連絡先等必要事項
- ※ 被災地以外の地方公共団体における回答事務（窓口や電話等）については、通常業務時間における対応を基本とする。ただし、必要に応じ、地方公共団体の判断により、夜間・休日等における対応措置を講じることを妨げない。

(1) 省令様式による照会

安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令の様式第4号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行う。このため、地方公共団体においては、安否情報の照会窓口を設置する必要がある。

- ※ 円滑な事務の実施のため、照会窓口は提供（照会・回答）端末の近くに設置することが望ましい。
- ※ 記入を行った省令様式については、一定期間保存する必要がある、個人情報として、条例に基づいた管理が必要である。

図5-1 省令様式第4号（安否情報照会書）

様式第4号（第3条関係）
安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日
申 請 者 住 所 (居 所) 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 <small>(日本国籍を有する者)</small> 日本 その他 ()
※ 申請者の確認	
※ 備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 省令様式以外の方法による照会

省令様式第 4 号の安否情報照会書の提出による照会が行うことができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。以下の場合等が該当する。

- 安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合
- 安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合
- 字が読めない、書けない等の理由により、照会者による省令第 4 号の安否情報照会書の作成ができない場合

これらの場合は、照会者に対し、以下の情報を確認すること。

- ① 照会者（申請者）の住所又は居所（法人の場合は主たる事業所の所在地）
- ② 照会者（申請者）の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）
- ③ 照会をする理由（被照会者の親族又は同居人又は、被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため、その他の理由）
- ④ 照会者の本人確認のために必要な情報
- ⑤ 被照会者を特定するための情報（被照会者の氏名、フリガナ、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、その他個人を識別する情報）

3 本人確認及び被照会者の特定

【安否情報省令】

(安否情報の照会方法)

第3条 第1項 (略)

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(1) 書類の提示による確認

照会者の本人確認のため、省令様式第4号に記載された又は照会時に口頭、電話等の方法により取得した照会者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下のいずれかの書類提出を求めること。

- 運転免許証
- 健康保険の被保険証
- 外国人登録証明書
- 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 書類の提示による確認以外の方法による確認

以下のいずれかに該当する場合は、総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

※ この場合にあっても、公共料金の支払書、年金手帳、パスポート等、書面において本人であることが確認できる資料の提出を求めることが望ましい。

- やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合
- 電話又は口頭による照会の場合

なお、この場合については、安否情報を照会する者が本人であることを確認するため、以下の手順で本人確認を行う。

- ① 自団体の長が適当と認める方法により、照会者の氏名、出生の年月日、住所又は本籍地、男女の別を取得する。
※ その他、本人確認に必要最低限と認められる範囲において、必要に応じ、口頭等により質問等を行う。
- ② 照会者の住所又は本籍地が存する地方公共団体に対し、当該人物が存在するか否かの照会を行う。
- ③ 照会者の住所又は本籍地が存する地方公共団体から、当該人物が存することの回答を得た場合について、本人確認が完了したものと見なす。

(3) 被照会者の特定

安否情報についての照会を受けたときは、申請された被照会者の情報とシステムのデータベースに保存されている安否情報を突合し、システムのデータベースに保存されている複数の安否情報から被照会者の情報を特定することが必要となる。

※ 被照会者をシステム内で検索する手法として、以下のものがある。

- ① 検索・・・表記ゆれを許容した完全一致による検索
- ② 曖昧検索・・・表記ゆれを許容した部分一致による検索

ア 4情報の一致による被照会者の特定

被照会者の4情報（①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所）が全て判明しており、システムのデータベースに保存されている安否情報の内、4情報が全て一致する者の情報が存在する場合、その者の情報をもって、被照会者の特定が行われたものとする。

(例) 4情報の一致により被照会者が特定される例

	被照会者	システムのデータベースに保存されている安否情報
氏名	消防 太郎	消防 太郎
出生の年月日	平成 16 年 6 月 18 日	平成 16 年 6 月 18 日
男女の別	男	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 2 号	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 2 号

※ 4情報が完全に一致している者がシステムのデータベース上に複数存在する場合（検索された場合）は、記入日時の最も新しい者の情報をもって、被照会者の特定が行われたものとする。

イ 4情報の一致による被照会者の特定が行えない場合（国籍又はその他個人を識別する情報による特定）

以下の場合等については、4情報の一致による被照会者の特定が行えないため、被照会者を完全に特定することはできない。

(例)

- 被照会者の4情報が不完全である場合。
- 被照会者の4情報に完全に一致する者の安否情報がデータベースに存在しな

い（検索されない。）場合。

これらの場合、その他個人を識別する情報として、国籍の他、被照会者の特定に必要な情報について聴取するとともに、当該情報をデータベースの情報と突合することで、被照会者である可能性のある者の絞り込みを行う。

- ※ 被照会者である可能性のある者を 1 人に絞り込むことを原則とし、この場合被照会者が特定されたものとみなす。絞り込みを行った結果、被照会者である可能性のある者が複数人存在する場合は、原則として、照会者に対し、被照会者が特定できなかった旨を伝えるとともに、さらに被照会者を特定するための情報（4 情報を含む。）を提供するよう求めるものとする。ただし、被照会者である可能性のある者が所在する避難所等の連絡先が分かる場合は、連絡を行い、照会者へ本人の安否情報を提供することに同意するか否かの確認を取り、本人が同意する旨の確認がとれた場合は、被照会者が特定されたものとみなす。

被照会者の特定のための聴取においては、各項目について、以下の要領で聴取を行うことも有効である。

- ※ その他個人を識別する情報の聴取に当たっては、行政側から不用意に個人情報漏洩することのないよう、質問方法に留意すること。

（例）

○	（被照会者の） 「年齢はいくつですか？」 「血液型は何ですか？」 「身長は何 cm くらいですか？」
×	（被照会者の） 「年齢は 20 歳くらいではありませんか？」 「右頬にほくろがありませんか？」 「所持していると思われる物品に銀のネックレスのようなものはありますか？」

4 安否情報の回答

(1) 行政側が保有する情報であるか否かの回答

収集した安否情報の内、入力時に「一切の照会に対し回答することを希望せず及び回答に同意しない」としたデータ以外のデータについては、行政側が保有する情報であるか否かの点についてのみ、インターネットにより国民の誰もが名前等の個人を特定する情報により検索を行うことができるシステムとしている（図5-2）。

- ※ 親族も含めて一切の照会に対し回答することに同意しない情報は、当該検索の対象外として、行政が保有しない情報として回答し、検索画面において、そのようなケースも含まれ得る旨注意書きを付記している。
- ※ 行政側が保有する情報であるが、本人の希望により該当無となる場合があること、民間による安否情報提供サービスに登録されている可能性があることを住民に対し周知しておくことが必要である。

図5-2 氏名による「情報有無」の検索サイト画面

The screenshot shows the search interface of the Fire and Disaster Management Agency (FDMA). At the top, there are navigation options for background color (light blue, dark blue) and text size (large, small), along with an English language toggle. The main header includes the FDMA logo and the text '総務省消防庁' (FDMA) and '稼働中(実用)' (Operational/Practical). The page title is '安否情報システム 氏名による「情報有無」の検索画面' (Information System Name-based 'Information Presence/Absence' Search Screen). The interface is divided into three main sections: 1. Search Information: Includes a mode selector for '実用モード' (Practical Mode) and '訓練モード' (Training Mode). 2. Name of the Person Being Searched: A text input field for the name (example: '消防 太郎'), a search button, and instructions on supported input formats (Kanji, Hiragana, Katakana, or Alphabet). 3. Presence/Absence of Information: A section for selecting the search result display, with radio buttons for '有' (Present) and '無' (Absent). Below this, there is a detailed notice explaining that searches are performed by postal code, not by name, and that users must be in the same postal code as the person being searched. It also includes a disclaimer about the system's purpose and a note for foreigners.

- ※ 安否情報システム 氏名による「情報有無」の検索サイトにおいては、表記ゆれを許容した完全一致検索が実施される。

(2) 避難住民・負傷住民・死亡住民の該当又は非該当に関する回答の判断

【国民保護法施行令】

(安否情報の提供)

第26条 第1項 (略)

2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

3・4 (略)

照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答する。

<避難住民に該当するか否かの別>

「該当」又は「非該当」の別を回答する。

<武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別>

「死亡」、「負傷」又は「非該当」の別を回答する。

ア 照会をする理由

省令様式第4号においては、照会をする理由として、①被照会者の親族又は同居者であるため、②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため、③その他の別を問うこととなっている。

※ 本事務における「知人」とは、「被災者と互いに知り合うなどの関係がある者であって、その関係から見て、社会通念上、当該被災者の安否情報を必要とすることが相当と考えられる者」と定義する。具体的には、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指すこととする。

書面確認においては、家族、同居者、友人、会社同僚等の申請理由に応じて、姓の相違、住所地の相違、年齢の大幅乖離等の書面上の齟齬をチェックし、真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情がある場合等は、照会者に対し口頭で質問等を行う。

(例) 口頭による質問等の例

- 被照会者とどのような関係か？
- 安否情報を照会する理由は何か？
- その他、真実性につき生じた疑義を払拭する事項

イ 不当な目的でないことの確認

親族・同居者・知人であることの確認において、真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情がある場合等は、照会者に対し口頭で質問等を行い、当該照会が不当な目的によるもの又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがないことを確認する必要がある。

当該照会が不当な目的によるものであるとは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を検索したり、暴露したりなどしようとすることをいう。以下のような場合等が該当する。

(例)

- 安否情報を手がかりとして差別的事象につながる場合
- 債権者の所在を聞き出すための目的で行われる場合

また、照会に対する回答により知りえた事項が不当な目的に使用されるおそれがあるとは、以下のような場合等が該当する。

(例)

- 名簿等を作成し、これを不特定多数の者に配布、販売するような行為に使用されるおそれがある場合

ウ 避難住民・負傷住民・死亡住民の該当又は非該当に関する回答

親族・同居者・知人であることの確認が形式的になされ、口頭質問等においても形式上、不当な目的でないことが確認された場合は、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答する。

(ア) 避難住民に該当するか否かの別

「該当」又は「非該当」の別を回答する。

(イ) 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別

「死亡」、「負傷」又は「非該当」の別を回答する。

(3) その他の安否情報の回答の判断

【国民保護法施行令】

(安否情報の提供)

第26条 第1項 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第23条第1項各号及び第2項各号に掲げる情報(武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、第24条第1項各号に掲げる情報)を回答するものとする。

ア 本人の同意があるとき

被照会者が積極的に不同意を示している場合を除き、原則として回答を行うこととする。避難住民又は負傷住民においては、第23条第1項各号及び第2項各号に掲げる情報のうち回答の同意がある項目について回答を行うものとする。死亡住民においては、遺族(できるかぎり被照会者に直近する親族とする。)が回答に同意する場合において、本人の同意があるときとみなし、第24条第1項各号に掲げる情報のうち回答の同意がある項目において回答を行うものとする。

- ※ 省令様式第1号又は第2号において、回答することについて「回答を希望しない」と回答していない場合又は「同意する」と回答している場合が該当する。
- ※ 本人の同意がない場合(回答することに同意しない旨を意思表示している場合)は、原則として回答を行わない。
- ※ 省令様式第1号又は第2号の回答欄で包括的には回答に同意する旨回答しているが、備考欄等で、特定の情報について回答に同意しない旨が意思表示されている場合等については、当該情報については回答することはできない。
- ※ 現在の居所(死者の場合は死体の所在)、負傷又は疾病の状況、連絡先その他必要情報については、括弧書きで何月何日現在の情報であることを明記して回答する。

(例)

現在の居所	東京都A避難所 (記入日時 平成〇年〇月〇日)
負傷又は疾病の状況	重症：頭部打撲、意識不明 (記入日時 平成〇年〇月〇日)
連絡先その他必要情報	東京都A避難所に設置された臨時電話 03-XXXXX-XXXXX (記入日時 平成〇年〇月〇日)

イ 公益上特に必要があると認めるとき

個人の情報を保護することによる利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されるときをいう。

この場合の「公益上の必要性」とは、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等に資するような情報提供を行うことの必要性である。

被照会者が死者、意識不明者、幼児等である場合、以下の基準により回答を行う。

(ア) 照会者が被照会者の親族、同居者である場合

積極的な不同意の意思表示がないこと、公益上の必要性等を踏まえ、原則どおり全ての情報について回答を行うこととする。

(イ) 照会者が被照会者の知人である場合

積極的な不同意の意思表示がないこと、公益上の必要性等を踏まえ、原則として、被照会者が避難住民又は負傷住民である場合は、①氏名、②その他個人を識別するための情報、③負傷や疾病の有無について、死亡住民である場合は全ての情報について、回答を行うこととする。

(ウ) 照会者が被照会者の親族、同居者及び知人以外である場合

原則として回答を行わない。ただし、ニーズ等を踏まえ、以下により行うこととする。

a 被照会者の情報が回答業務を行う団体において収集した情報である場合

「公益上特に必要があると認められるとき」として例外的に回答できるかどうかの判断について、ニーズ等を踏まえ、回答業務を行う団体における公表の可否の判断にあわせて回答業務を実施する。

b 被照会者の情報が回答業務を行う団体以外の団体において収集した情報である場合

当該安否情報の回答の可否について、当該情報の収集体体に確認し、当該収集体体における公表の可否の判断にあわせて回答業務を実施する。

(4) 安否情報の公表の考え方

国民保護法上、「公表」についての特段の規定は存在しない。安否情報の公表については、それぞれの公表主体に適用される法令等に基づき、当該主体自らが判断することとなる。

国民保護法の安否情報の回答事務に基づき収集した情報について、報道機関やインターネット等を通じて公表を行うか否かについては、情報を保有する主体（情報収集団体）が判断し、公表を実施する。安否情報システムにより共有した他団体の収集情報については、原則として公表することができない。また、国が地方公共団体からの報告により収集した情報や、都道府県が管内の市町村から収集した情報については、国やそれぞれの都道府県が当該収集情報についての公表主体となり得る。

※ 安否情報システムの各地方公共団体の専用領域内に入力された情報は、当該団体が収集した情報と考える。

公表については、国民保護法第95条が行政機関個人情報保護法第8条第1項や個人情報保護条例に規定する「法令に基づく場合を除き」に当たらないと解釈されるため、別途、個人情報保護法や個人情報保護条例上可能であるかを判断する必要がある。

なお、「安否情報の公表の考え方」について次の通り整理したので、参考にされたい。

<参考>

安否情報の公表の考え方

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下、「国民保護法」という。）の安否情報（同法第 95 条第 1 項の安否に関する情報をいう。以下、同じ。）の関連規定の立法趣旨は、「家族がその近親者の運命を知る権利」（ジュネーブ条約第 1 追加議定書）を満たすためのものである。その目的を達成するため、同法第 95 条第 1 項において、「照会」に対する「回答」の制度が用意されたが、「公表」についての特段の規定は存在しない。

したがって、国民保護法に基づき収集した安否情報について、報道機関やインターネット等を通じて「公表」を行うかどうかについては、同法 95 条が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号。以下、「行政機関個人情報保護法」という。）第 8 条第 1 項や個人情報保護条例に規定する「法令に基づく場合」に当たらないため、別途、行政機関個人情報保護法上、安否情報を公表することが可能であるか個別具体的な検討が必要となる。

また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）との関係において安否情報を公表することが可能であるかについては、安否情報は、不開示情報を規定した同法第 5 条第 1 号の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するが、その例外事項を規定した同法第 5 条第 1 号の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等に該当するか個別具体的な検討が必要となる。

以下、上記関係法令の論点を踏まえ、各公表主体の検討に資するよう、安否情報の公表について、考え方を整理する。

なお、安否情報の公表については、それぞれの公表主体に適用される法令等に基づき、当該主体自らが判断するものであり、その判断を拘束しようとするものではないことについて十分留意されたい。

1. 基本的な考え方

個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、安否情報の公表においても、個人情報の有用性を理解し、必要な保護を図りつつ、できる限り国民一人ひとりの利益となるような運用を行う必要がある。

安否情報の公表を行うにあたっては、公表に対する本人の同意を確認した上で公表を

行うことを基本とする。

「本人が安否情報を公表することについて同意する」場合（下記2.（1））は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号の「本人の同意があるとき」又は各個人情報保護条例上の類似規定を根拠に、必要に応じて、公表を行うこととする。「本人が公表することについて同意する」場合以外の場合（下記2.（2）～（4））においても、行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」「その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」等又は各個人情報保護条例上の類似規定を根拠として、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心又は生命、身体若しくは財産の保護等に資する場合には、公表を行うことが適当な場合がある。

なお、安否情報の公表については、あくまで、警察、病院、民間サービス等による従来の情報提供・公表に加えて、「家族の知る権利」という立法趣旨を満たすための $+ \alpha$ の措置であることから、従来の情報提供の仕組みに制限を加えるものではないことに留意することが必要である。

また、公表については、原則として、安否情報の収集主体である地方公共団体がその可否を判断し、公表することとする。

2. 公表の可否の判断

（1）本人が公表することについて同意する場合

国民保護法に基づく安否情報事務において、安否情報の収集の際、安否情報収集様式において、公表することに同意する旨を回答した者の安否情報については、必要に応じて、公表を行うこととする。

（2）本人が公表することについて同意しない場合

国民保護法に基づく安否情報事務において、安否情報の収集の際、安否情報収集様式において、公表することに同意しない旨を回答した者の安否情報については、原則として、公表を行わない。

（3）公表することについての本人の同意を得ることが困難である場合

本人が死者、意識不明者、幼児、重度の認知症の高齢者等であるため、本人の同意を得ることが困難であるときは、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省）等を踏まえ、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心又は生命、身体若しくは財産の保護等に資すると判断される場合には、安否情報のうち必要とされる最小限度の情報（氏名、年齢及び市町村名など）について公表を行うこととする。な

お、家族・遺族の意思が確認できるときは、その意思を尊重することとする。

(4) その他

(1)～(3)に関わらず、「武力攻撃事態等における安否情報の在り方に関する検討会」報告書(平成18年3月総務省消防庁)を踏まえ、例えば、極めて大規模な武力攻撃災害が発生し、既存のシステムが機能せず、国民保護法における安否情報事務の制度趣旨が果たされなくなっている事態等においては、必要とされる最小限度の情報(氏名、年齢及び市町村名など)について公表を行う場合が想定される。

(5) 安否情報の回答方法

【安否情報省令】

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号に記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他これらによることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

照会に対する回答は、原則として省令様式第5号により行う。この場合、原則として、被照会者の①住所、②出生の生年月日、③男女の別、④住所、⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、⑥その他個人を識別するための情報については、照会者が承知している情報以上の情報は開示しない（本人が開示について同意している場合を除く。）。

事態が急迫している場合その他これらによることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

なお、回答書はその控えを一定期間保管しておくこと。

図5-3 省令様式第5号（安否情報回答書）

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

殿

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
負傷又は疾病の状況		
連絡先その他必要情報		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(6) 外国人に関する情報

【国民保護法】

(外国人に関する安否情報)

第九十六条 第1項 (略)

2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。

3 (略)

日本赤十字社は、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関する安否情報の収集について協力しなければならないこととされている。

日本赤十字社が、避難所等で自ら外国人の安否情報を選択的に収集することは予定していない。このため、地方公共団体の長は、日本人であるか外国人であるかを問わず、避難住民及び武力攻撃災害による死傷者の安否情報の収集を行う必要がある。

なお、システムにおいては、入力された安否情報のうち、日本国籍以外の国籍を有する者及び国籍不明者の情報について、日本赤十字社の端末から閲覧・検索が行えるものとしており、本条の努力義務が自動的に履行されることとなる（システム以外の方法による日本赤十字社への協力を妨げない。）